

論 文

リカードウと土地の肥沃度

服 部 正 治[†]

要 旨

デイヴィッド・リカードウ (David Ricardo) の経済学は、資本蓄積に伴う地主・資本家・労働者への所得分配の傾向を確定することを主要課題とした。その際賃金の動向が資本蓄積の基金である利潤を左右することを基本に置き、賃金動向を左右するものとして食料価格を最重視した。一方、食料価格を規定する無地代である最劣等地を想定することで、無地代地以外の土地での超過利潤は地代に吸収され、最劣等地での利潤は賃金を左右する食料の生産性に直接に影響されることになる。食料生産性は生産に必要な資本・労働の投入量によって示される。投入資本・労働量は、農業改良という要因が介在するが、最終的には土地の肥沃度に規定される。こうしてリカードウの体系においては、食料価格を規定する最劣等地での土地の肥沃度がその基底の位置を占める。

リカードウは土地の肥沃度をどのように考えていたのか、そしてその理解の仕方がどのような問題を生んだのかを解明することが本稿の課題をなす。

1. 収穫と肥料

T. R. マルサス (Thomas Robert Malthus) は『人口論』第2版 (1803年) で、「イングランドの土壤は施肥なしでは多量の生産はないし、土地にもっとも適した種類の肥料を作るには家畜が必要である」と記して、穀物生産に伴う肥料とそれをもたらす家畜飼育との意義を指摘した。地力消耗的地目である耕地と地力補給的地目である草地をつなぐ役割が、地力移転 (糞蓄) の機能を果たす家畜であった。さらにマルサスは、「土地改良」の大きな障害は「十分な量の肥料」を獲得することの困難とそれに伴う「費用」とであると記した。そして中程度の肥沃度の土地を大量に有する国は、土地の「劣化を防ぐために恒常的な施肥が必要」であり、「大量の肥料と労働」が既耕地に投入されれば改良の余地はきわめて大きいことを強調していた¹⁾。

[†] 立教大学名誉教授

1) T. R. Malthus, *An Essay on the Principles of Population*, ed., by P. James, vol.I, Cambridge University Press, 1989, pp.320, 443. 大淵寛ほか訳『人口の原理 第6版』中央大学出版部, 1985年,

<飼料なければ家畜なし、家畜なければ肥料なし、肥料なければ収穫なし>というフランドル地方の格言は当時広く共有された認識であった。窒素固定作物としての牧草類（クローバー）栽培と家畜の厩舎内飼育を可能にする根菜類（カブ）栽培とを輪作体系に組み込んだ、いわゆるノーフォーク輪作の普及がその背景にあった。マルサスは『穀物法の効果に関する考察』（1814年）で、増加人口の需要を充たすための貧しい土地の耕作と改良は「当然にもより多くの労働と肥料、そしてその耕作にかかるあらゆる種類の出費」を伴うと記した²⁾。十分な肥料を得るためには、また劣等な土地で一定の収穫を得るためには、新たな輪作体系の実施に伴う資本・労働投入の増加が前提であった。

マルサスは『外国穀物の輸入制限政策に関する見解の根拠』（1815年）では、「自然状態の土壌 natural soil」という観点からは劣った肥沃度しか有しないイギリスの「いくつかの地域で、近年生じた並外れた改良と驚異的な生産の増加」という事実に言及した。これは、以前には乏しい収穫しか生まなかったノーフォーク州コーク（Thomas Coke: Earl of Leicester）所領が改良によって有数の小麦と大麦の生産地になったことを指している。続いて、こうした改良がイギリスの輕鬆土質の土地に及べば、それらの土壌の質は「ノーフォークの改良地域に匹敵する」ものになりうるし、全土に広がる劣等な品質の粘土質土壌においても同様の改良の余地は存在すると記された³⁾。

穀物生産には肥料が必要であるという当然の認識をさらに進めて、穀物生産自体は土地から肥沃性を取り去る行為であるから、生産継続のためには肥料による補填が不可欠であり、肥料補填なしには穀物生産継続は困難であると主張し、成長に必要な栄養分と収穫による喪失分の化学分析の必要を説いたのが、ハンフリー・デイヴィ（Humphry Davy）である。カリウムとナトリウムを発見後に王立協会会長になる化学者デイヴィは、農業実践の改善と産出拡大を目指して1793年に発足した農業委員会（the Board of Agriculture）のために8回にわたる連続講義——『農業化学要綱』（1813年）として公刊——を行った。1815年穀物法改定前のことである。

デイヴィは講義のはじめにこう明言した。すなわち、農業者は自らの経験から、「植物の生育過程で肥料は絶対的に消費される」という真理を確信しており、さらに「耕地からの穀物の搬出がもたらす土壌の疲弊、そして牧草地での家畜の飼育と厩肥の保持がもたらす土地への効力」が、以前の研究者が解明したこうした真理を彼らに周知させた、と。「土壌に貯蔵されている動植物体は作物によって吸収され、作物の組織体の一部になる。……土壌は食料が作られる実験室である」。そして講義の最後でデイヴィは、過去に肥沃な穀倉であった北アフリカ、

381, 524ページ。加用信文『農法史序説』御茶の水書房、1996年、84ページ。

2) Malthus, *Observations on the Effects of the Corn Laws*, London, 1814, p.40.

3) Malthus, *The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn*, London, 1815, pp.20-21.

小アジア、シチリア島が現在の不毛状態になった例をあげてこう述べた。「一国からの穀物の輸出は、それを補って肥料となりうるなにものがもたらされない場合には、最終的には土壤を枯渇させる傾向があるにちがいない」、イギリスは現在、穀物、砂糖、獣脂、油、皮革、毛皮、ワイン、絹、綿、魚類など「その使用と分解が土地を豊かにするにちがいない物質」を輸入している、他方イギリスの輸出財で土壤から取り去られる栄養分を含むものは毛、麻、皮革品にすぎない⁴⁾、と。

肥料が植物の生育を促すことは久しく知られていた農業実践上の英知だが、そのメカニズムは当時の化学者もおお解明していなかった。デイヴィは農業化学に深く取り組んだ最初の主要な化学者であり、リービヒ (Justus von Liebig) の『化学の農業および生理学への応用』(1840年)が公刊されるまでは、農業化学への重要な影響力を保った人物であった。デイヴィは、この連続講義に先立つ著作『土壤分析』(1805年)で、「植物性もしくは動物性肥料を与えることで、作物は一時的に栄養が付与されるにすぎず、こうして与えられた栄養は、あらゆる場合に、一定数の収穫によって枯渇される」⁵⁾と述べていた。土壤の化学分析の重要性が強調された。

2. 穀物自由貿易下の輸入量

リカードは『利潤論』(*An Essay on the Influence of a low Price of Corn on the Profits of Stocks*, London, 1815)ならびに『農業保護論』(*On Protection to Agriculture*, London, 1822)⁶⁾で、穀物自由貿易の下でもイギリス農業を破壊するほどの大量の小麦輸入は生じないと述べた。具体的には『利潤論』では輸入量は「わずか数週間分の消費量」(IV, pp.28, 31)とされ、『農業保護論』では「膨大な量」の輸入者にはならない (IV, p.265)と記された。またトラワ (H. Trower) 宛の手紙 (1821年10月4日付)でも、輸入量は「わずか数週間分の消費量にすぎない」と繰り返されている (IX, p.86)。

4) H. Davy, *Elements of Agricultural Chemistry, in a Course of Lectures for the Board of Agriculture*, London, 1813, pp.20, 312-13.

5) Davy, *On the Analysis of Soils, connected with their Improvement*, London, 1805, p.16. David Knight, *Agriculture and Chemistry in Britain around 1800*, *Annals of Science*, no.33, 1976, p.191; Peter M. Jones, *Making Chemistry the 'Science' of Agriculture, c. 1760-1840*, *History of Science*, vol. 54, no. 2, 2016, p.179; Paul Warde, *The Invention of Sustainability: Nature and Destiny, c. 1500-1870*, Cambridge University Press, 2018, p.299. ただし収穫によって取り去られた土地養分が補填されれば、土地の肥沃度は維持される。「土壤の構成、構造を改良する労働は大きな永続的利益によって報われる。〔その場合には〕必要な肥料は少なくて済みその肥沃度は保証される。こうして投下された資本は永く生産性を、したがって土地の価値を保証する」(Davy, *Elements of Agriculture*, p.179)。

6) 以下リカードからの引用は Piero Sraffa ed., *The Works and Correspondence of David Ricardo*, Cambridge University Press, 11 vols., 1951-73から行う。すべての巻が翻訳されている(雄松堂書店)が、参照の際は巻数とページのみを本文中に示す。訳文にはすべて手を加えた。

リカードは議会でも1822年農業不況委員会報告に関する演説で、「もし自然の成り行きに任せられるなら、わが国は一大製造業国になるだろう。だがわが国は一大農業国のまま留まりもするであろう。実際イングランドが農業国でなくなることはありえない」と述べた。さらに自分の穀物貿易自由化提案が採用されても、資本を農業から製造業へ転換することにはならず、「わが国の資本のうちのもう少し多くの部分を徐々に製造業に使用する」にすぎない、と述べた（1822年5月9日。V, pp.180-81）。1819年から、リカードはアイルランド・ポータリントン（Portarlington）のポケット選挙区選出の下院議員であった——リカードは4,000ポンドの支払いと25,000ポンドの貸付（6%の利子）で4年間の議席を得た（V, p.xvii）——。比較生産費説の提唱者として知られるリカードも、自由貿易下での穀物輸入量に明確な限界を認めていた。

こうした判断の根拠は、『利潤論』においては、事実上穀物輸入への制限が小さかった対仏戦争中の小麦輸入実績に求められた。戦争に伴う輸送・保険料などの高騰で穀物輸入に制約があった。『利潤論』では、1815年穀物法改訂をめぐる、穀物輸入制限による国内劣等地耕作の進行が輸入国イギリスにもたらす利潤減少の論証に議論の中心が置かれており、輸出国の収穫逓減についてはとくに言及されない⁷⁾。

しかし『利潤論』執筆（1815年2月）の直前に、リカードはマルサス宛の手紙（1815年1月13日付）で、「もしわが国への穀物の自由な輸入が認められると、それが外国の資本を外国の土地に向かわせる限り、〔劣等地耕作の進展によって〕外国の利潤を引き下げる傾向をもつでしょう。そしてもし、大地全体 all the earth が同じ程度の熟練をもって同じ水準にまで耕作されるならば、……利潤率はいたるところで同一となるでしょう」（VI, p.171. 強調は原文）と書いていた。収穫逓減法則を輸出国にも適用するための議論の枠組みは出来上がっていた。しかもまったく抽象的に、「大地全体が同じ程度の熟練をもって同じ水準にまで耕作された」場合の両国の利潤率の均等が主張されている。利潤率が均等になるとされる外国での穀物生産様式とイギリスでのそれとのちがいは言及されない。そこでは具体的な耕作様式は問題とされず、あくまで劣等地耕作の進展という共通の基準に従って、両国の利潤率の同一が指摘される。

収穫逓減を穀物輸出国・輸入国両方に適用する形で、自由貿易の下で輸出・輸入両国の穀物価格は（輸送費を差し引いた）ある点で一致し、その場合の輸入量は大きくはならないという論理を明確に示したのが、『農業保護論』である。そこでは、以下のように自由貿易下の穀物輸入量に関する判断が基礎づけられた。

7) 服部正治『穀物の経済思想史』知泉書館、2017年、第3章を参照。マルサスは『経済学原理』（1820年）で、1798～1814年の穀物の高価格は「戦争と天候不順によって引き起こされたのであり——穀物法〔という輸入制限〕によるものではない」と述べ、それを「戦争中の外国穀物に対する自然的制限」と呼んだ（Malthus, *Principles of Political Economy*, 1820, ed. by J. Pullen, Cambridge University Press, vol.I, 1989, p.222. 小林時三郎訳、岩波文庫、上328ページ）。

「諸外国における穀物の報償価格を大きく上昇させることなしには、きわめて大きな分量を外国から獲得できない……。必要な量がポーランドおよびドイツの内陸部からもたらされるのにつれて、陸上輸送費によって費用は大きく増加するであろう。より多くの供給量を生産するためにも、それら諸国はより劣等な質の土地に依存せざるをえなくなるであろう。そして一国の穀物全体の価格を規定するのは、もっとも重い諸負担を要する最劣等地における穀物生産費であるから、外国生産者を報償するのに必要な価格が上昇しない限り、大きな追加量が生産されることはありえないであろう。外国で価格が上昇するのにつれて、国内でより貧しい土地を耕作することが利益になるであろう。それゆえに、需要のもっとも自由な状態の下でも、われわれはきわめて大量の輸入者にはならない、というあらゆる見込みがある」(IV, p.265)。

1815年1月のマルサス宛の手紙と同じく、ここでも、穀物自由貿易による輸出国（主にプロイセン、ポーランド）での耕作拡大と輸入国（イギリス）での耕作縮小とに対して、輸出・輸入両国での農業生産様式のちがいに言及することなく、生産様式に係わりのない自然の法則としての収穫逓減を両国に適用する形で議論が展開された⁸⁾。リカードウは『経済学および課税の原理』(*On the Principles of Political Economy and Taxation*, London, 1817)では収穫逓減を、「土地の生産力を制限した自然の法則」(I, p.126), 「土壌の自然の貧困 natural poverty of soil」(I, pp.160, 166)と表現した。収穫逓減は——さまざまな人為的土地改良によってその作用は直截にはならないものの——あくまで「自然の法則」、すなわちどの国にも共通の法則として捉えられた。

リカードウは『原理』序文で、大地の生産物の地主・農業資本家・農業労働者間への分配を規制する法則の確定が経済学の主要問題だと明言した。当時、輸入国イギリスでは地主・農業資本家・農業労働者からなる資本主義的農業生産が支配的なのに対し、輸出国プロイセン、ポーランドでは農業資本家層を欠く領主経営の下でさまざまな封建的制約という母斑をもつ農業生産者による穀物生産が行われていた。リカードウはこの点に言及することなく、『農業保護論』では輸出国・輸入国の最劣等地の穀物生産費用（と輸送費用）を比較することで、自由貿易下での穀物輸入量を大量にはならないと結論づけた。

しかしながら、1821年農業不況委員会でバルト海穀物商人ソリイ (E. Solly.) の証言が強調していたのは、イギリスでの小麦価格が輸出港ダンツィヒ（現在のポーランド、グダニスク）

8) コリソン・ブラックの指摘は鋭い。すなわち、リカードウは「自身が想定した制度の社会的・歴史的背景を説明することなしに」土地生産物の三階級への分配モデルを構築した。したがって「彼の『原理』には土地保有形態や耕作様式に関するはっきりとした言及はない」。R. D. C. Black, *Economic Thought and the Irish Question 1817-1870*, Cambridge University Press, 1960, p.15.

での輸出価格を左右していたという現実であった。これはプロイセン、ポーランドでは、小麦は国民のパン用穀物ではなく生産量も少なく、イギリスの高い小麦価格に応じてエルベ以東の大経営から輸出用に小麦が集められた現実を反映していた⁹⁾。

トラワはリカード宛の手紙（1821年9月13日付）で、リカードから送付された農業不況委員会証言録の読了の感想として、トゥック（Tomas Tooke）、ウェイクフィールド（E. Wakefield）とともにジェイコブ（William Jacob）の証言を取り上げ、「ジェイコブの証言は、外国農業に関するいくつかの興味深く重要な情報を含んでいます」（IX, p.67）と記した。ジェイコブの証言は大陸農業の生産様式のイギリスのそれとのちがいを強調するものであり、それに基づいて大陸諸国の小麦輸出能力の低さを指摘するものであった¹⁰⁾。だがリカードは返信（1821年10月4日付）で、「ジェイコブ氏の〔証言した〕事実は興味深いものですが、問題の科学的部分について氏はまったく粗雑だと思いました」と断言した。リカードは委員会委員として「私の態度を無礼と思ったにちがいないほど〔ジェイコブに〕くどく質問しました」と書き足した（IX, p.87）。

トラワは同年11月2日付のリカード宛の手紙で、穀物貿易が開放された場合の輸入量に関して、トゥックのように、イギリスが穀物輸入国になる公算と輸出国になる公算は同じになるというような極端な立場をとらないにしても「国内外の穀物生産費の差は最終的には大きくない」と述べた¹¹⁾。トラワはこう続けている。「土地の力についても問題は知性の力の場合と同じであることに意を強くしています。自然の肥沃度よりも耕作に依存するほうがはるかに大きいのです。そしてわが国は農学の知識では計り知れないほど優位にあるので、土地の肥沃度が劣っていることから生じる不利益を大いに埋め合わせています。——この知識が遠からずわれわれの隣国に普及するだろうということは真実です。しかしながらこの〔知識という〕原因が大陸で完全に作用を発揮すると、そこで、間もなく肥沃度の劣った土地の耕作をもたらすはずだというのは、それ〔知識の普及の場合〕ほど真実ではありません」（IX, 108-09. 強調は原文）。

9) 服部『穀物の経済思想史』129-30ページ。

10) 服部『穀物の経済思想史』第4章；Masaharu Hattori, Ricardo and the Committee on Agricultural Distress of 1821, in S. Senga et al ed., *Ricardo and International Trade*, Routledge, 2017, pp.260-61; 服部『穀物法論争』昭和堂、1991年、2・3・4章。

11) リカードは、輸入穀物量は「わずか数週間分の消費量」とはいえイギリスは恒常的な輸入国になると、トゥックを批判していた（IX, p.86）。トゥックは農業不況委員会で、平年作であればイギリスは穀物をほぼ自給でき、またヨーロッパ大陸における穀物の現在の安価さは一時的事情によるものであり、穀物法の廃止は大陸の穀物価格を「非常にはっきりと高く」し、イギリスでのそれを「幾分低く」し、ほどなく両者の価格水準は一致すると証言した。そして自由貿易下でもイギリスは「現在の耕地面積を維持しつつ外国生産者と変わらずに競争できる」と証言していた。*British Parliamentary Papers, Report from the Select Committee to whom the several Petitions complaining of the Depressed State of the Agriculture in the United Kingdom were referred*, 1821, reprinted by Frank Cass, 1968, pp.287, 290.

ここではダッシュ（—）を挟んで二つの事が述べられている。一つは、土地の自然の肥沃度としては大陸諸国に劣るイギリスでもその高い農学の知識によって埋め合わせが十分に可能であること。二つは、大陸諸国でイギリスの進んだ農学の知識が普及しても、大陸でその知識を実際の穀物生産に適用して実施するのは容易ではないことである。

こうしたトラワの記述をもたらした根拠は、前半に関しては委員会でのウェイクフィールドの証言に見ることができる。ウェイクフィールドは「土地の生産性は土壤それ自体よりも耕作に用いられる資本と技能にもっと大きく依存しませんか？」という質問に対して「私はそのことについてなんの疑いもありません。なぜなら資本を備えた技能豊かな農業者は、他の者では地代を支払えない土地で地代を支払えるからです」と答えている¹²⁾。

後半については、同じくジェイコブの証言に見ることができる。ジェイコブはイギリス農業の優れた生産力の原因としてカブ栽培をあげた。そして大陸でそれが広まらない理由について、夏季の雨量不足と資本の不足をあげ、このためにカブ栽培が狭い範囲に限定され、その結果として休閑（中耕）作物として地力を疲弊させるジャガイモや亜麻に依存している現状を指摘した。それは「カブ栽培のほうがジャガイモや亜麻栽培よりも多くの資本を要する」からである。

ジェイコブは、ヨーロッパ最大の穀物輸出港ダンツィヒへの穀物生産地である東部ドイツ、ポーランドでの大所領の窮状をこう指摘している。すなわち、こうした大所領では「ある程度はイギリスの〔進んだ〕制度に倣う」ことが可能だが、ナポレオン戦争後の穀物価格低落のために「恐るべき混乱状態」に陥り、それら「所領は全体として抵当に入れられ、非常に多くの所領が売りに出されているが買い手も見つからない」。その結果、領主への地代——それは、主に「耕作人・僕婢・農耕用馬が行なう労働、ならびに一部は現物、そしてほんのわずかの割合が貨幣」で支払われる——は大幅に低下している、と。ジェイコブは、ライ麦、そして近年はジャガイモを日常食とする彼ら生産者がもたらす小麦輸出余剰は、各地でその消費量全体の3日分、大陸全体を合わせても最大イギリスの6～7週間分の消費量にしかならないと見積もった¹³⁾。

当時プロイセン（ならびにオーストリア、ロシア）に分割支配され、独立国の地位を失っていたポーランドがヨーロッパの穀倉と呼ばれ、イギリスの小麦輸入に占めるプロイセンの割合が高かったのは、ポーランドでの小麦の生産力が高かったからではない。小麦が農民の食用ではなくて輸出用だったからであり、農民の劣悪な生産条件と生活水準が、割高な輸送コストを

12) BPP, *ibid.*, p.219.

13) BPP, *ibid.*, pp.357-59, 366, 371. マルサスは『経済学原理』で、農民が長期間特定種類の穀物を主食としてきた国では、「他の種類の穀物を十分豊富に生産できるようになる以前に、その農業システム全体を変更しなければならない」(Malthus, *Principles of Political Economy*, p.257. 訳下27ページ)と記した。大陸ヨーロッパが名指されていないが、十分妥当する。この場合には特定種類の穀物はライ麦であり、他の種類の穀物は小麦である。

吸収したからである。ジェイコブは、地力維持が不十分なまま過去2世紀の間小麦を輸出しつづけた結果、「ポーランドの耕地は過度の作付による〔地力の〕枯渇状態に近づきつつある」¹⁴⁾と評した。

トラワの手紙に戻ろう。引用の後半部分が主張したのは、イギリスのカブ栽培に基づく近代的農業方式の知識が普及しても、大陸におけるその実施の広がりには限界がある、ということであった。ジェイコブが「ドイツのアーサー・ヤングであり、ヨーロッパ最良の農業作家にしてもっとも有能な实际的農業者」¹⁵⁾と評した、ドイツの近代農法の提唱者 A. テーア (Albrecht Thaer) は『イギリス農業入門』(1798~1804年)で、イギリスの進んだ農業方式を詳しく紹介し、その導入の必要と導入のためのドイツ農業改革とを唱えていた¹⁶⁾。

テーアの著『合理的農業の原理』(1809~12年)では、輪裁農法を実施する経営においては商品生産に対する制約の除去、収穫物の商品としての販売、土地と労働との「正当な価値関係」の成立が求められた。その前提として、「土地所有の完全さと圃場利用の自由」が強調された。このために、なお残存する「すべての労働が賦役——〔それは〕普通の労働として日常化している——だけで都合良く行えるような便宜が残されている」経営では、輪裁農法は適用不能とされた。しかも輪裁農法経営への移行のためには「多額の経営資本と高度な農場属具」が不可欠であった¹⁷⁾。だがそのテーアもドイツの現状を反映して、その第2編「経営・農法論」で賦役 Fron (役畜賦役, 人力賦役)の項目を立て、賦役の廃止は公共の福祉にとって緊急の課題であるとしつつも、実際には「仕事の一部は、多かれ少なかれ賦役で行われることが多い」と記さざるをえなかった¹⁸⁾。

14) Jacob, *Report on the Trade in Corn, and the Agriculture of the North of Europe*, London, 1826, p.99; 服部「安い食料の本当のコスト」『現代思想』2018年3月号。ドイツの農業経済学者テューネン (H. von Thünen) は『孤立国』第1部(1826年)で、ヨーロッパ諸国の穀物価格は域内の富国であるイギリスの首都「ロンドンの世界市場によって支配され、もしこの市場が閉鎖されれば、穀物価格はヨーロッパを通じて低下する」と述べた。『孤立国』近藤康夫著作集第1巻, 農文協, 1974年, 297ページ。

15) BPP, *op. cit.*, p.374.

16) Albrecht Thaer, *Einleitung zur Kenntniß der englischen Landwirtschaft und ihrer neueren practischen und theoretischen Fortschritte*. 『イギリス農業入門』については、飯沼二郎『ドイツにおける農学成立史の研究』御茶の水書房, 1963年, 第4章1節が詳しい。柏祐賢『テーアの生涯』(富民協会, 1975年, 173-74ページ)は、テーアの農学体系を腐植質(フムス)→家畜舎飼い→輪作という循環体系と要約する。

17) Thaer, *Grundsätze der rationellen Landwirtschaft*, 1809~12. 相川哲夫訳, 農文協, 2007~08年(底本は1837年新版), 上巻394, 396, 449ページ。

18) 同上, 上巻201ページ。

3. 輸出国輸入国の農業生産様式

各国の農業生産様式のちがいに関するリカードウの関心の低さを示す例を、マルサス『経済学原理』（1820年）への評注（『マルサス評注』）にも見ることができる。マルサスは『経済学原理』第3章「地代論」で、東洋君主による苛斂誅求が土地肥沃度の制約がもたらすよりも早期に地代を引き上げ農業利潤と賃金を引き下げた例をあげ、それは「ヨーロッパの初期の社会段階」でもある程度作用したと述べた。そしてヨーロッパの過去の隷農 slave による耕作の時代に続く分益小作制度 *metayer systems* も、耕作者にはきわめて低水準の生存を許す分配分しか与えられない制度であったことに言及した。

「この事態においては、土地における利潤率は一般的な利潤率とはほとんど関連をもちえなかった。農民 peasant が金を貯え職業を変えるのは最大の困難なしには無理だった。商工業で資本を蓄積した者で、この資本を分益農として他人〔＝地主〕の土地の耕作に投ずる者は誰一人いなかった、これはまったく確実である。こうして商工業と農業の間で資本の交替はほとんど、あるいはまったくなかったのであり、この結果商工業と農業との利潤は、きわめて不均等であった¹⁹⁾と、資本主義以前の、一般的利潤率の成立要件を欠いた事情をマルサスは説明した。

マルサスがあげた例は、典型的にはフランドル地方で12～15世紀に広まった分益小作農民を念頭に置いていたと思われる。彼らは収穫を地主と折半する条件で、しかも耕作にかかわるさまざまな制約の下で種子・家畜・農業用具を地主から貸し出されて地主の土地を耕作する農民であった。A. スミスは『国富論』第3編2章で、奴隷耕作者に次いで現れた分益小作農民に関して、彼らは収穫の半分を地主に差し出す以上、自分の取り分から蓄積したわずかな資本の一部を土地改良に投下する意欲は持たず、こうして土地改良投資は阻止されたと記していた²⁰⁾。

マルサスの文章に対してリカードウは、「農業利潤は、農業者 farmer への報酬が、地代を支払った後で、彼の労働者 labourers の維持ならびにその他必要な経費のために支出しなければならない量に比べて、量において大きければ高いであろう。利潤は主に、地代がほとんどあるいはまったく支払われない土地の肥沃度に依存する」(II, pp.131-32) とコメントした。資本主義以前の生産様式と眼前のそれとのちがいには言及されず、利潤は最劣等地の肥沃度に依

19) Malthus, *Political Economy*, pp.159-60. 訳、上228ページ、強調は原文。

20) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed., by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Clarendon Press, 1976, pp.390-91. そこに付された編者による詳細な注も参照。『国富論』高哲男訳、講談社学術文庫、2020年、上565-68ページ。スミスは、当時、フランス全体の5/6が分益小作人によって占有されており、またスコットランドの一部ではスティール・ボウ小作人と呼ばれる同種の耕作者が現在存在しているが、イングランドではすでに久しく廃止されていると述べた。

存するという自らの主張が繰り返された。

マルサスは大陸農業の後進性を指摘し、その低い農業生産力の原因を——土地の自由な分割と譲渡を妨げる——「封建制度の残存」がもたらす「土地への資本投下を阻止する大きな障害」に帰していた。『人口論』第5版（1817年）ではこう記されている。ポーランドやロシアの一部では社会全体が主として、下層民である農奴と貴族と大地主とから構成されており、国民は奴隷的状态にあり、「土地は農奴 boors によって耕作され、彼らの労苦の産物はすべてその主人に帰属する」。さらに「封建制度の残存」が取り除かれて商工業が発達し、農業と商工業の均衡が形成された社会では、土地への資本投下に対する障害がなくなり、灌漑や「十分な量の自然的また人工的肥料」といった農業改良によって土地の性質が変化すれば、「劣等地での耕作でも、優良地から以前に得られたよりも高い利潤を生むことができる」²¹⁾と、自由な商品生産がもたらす農業生産力の向上が強調された。

4. 収穫逡減

『農業保護論』で示された、自由貿易を行っても大量の穀物輸入国にはならないというリカードウの結論は、当時のヨーロッパ大陸での輸出国に顕著にみられる遅れた農業生産力の現状や脆弱な穀物輸送状況を前提にすれば、現実的な認識と言える²²⁾。だがこの現実的な認識も、輸出国と輸入国の農業生産様式のちがいを脇に置いたうえで、所与の肥沃度をもつ各等級地を想定して、輸出国における耕作拡大に伴う新たな最劣等地での投入単位当たりの穀物生産量の減少、そして輸入国における耕作縮小に伴う新たな（以前よりも優良な）最劣等地での投入単位当たりの穀物生産量の増大という想定の下で、投入を労働・資本に産出を穀物に代表させるという論理に基づいて導き出された結論であった。

竹永進の研究は、リカードウの「地代論はあたかもすでに開墾されて可耕地となった豊度の異なる複数種類の土地（しかもそれぞれの土地の豊度はあらかじめ知られている）の存在を前提しているかのようである」と指摘した²³⁾。リカードウは自由貿易下での穀物輸入量が大きくないという結論を下すにあたって、この前提を輸入国にとどまらず輸出国側の土地にも拡張

21) Malthus, *Population*, vol.II, pp.29, 45-46, 49. 訳447, 465-66, 469ページ。封建制の残滓として多くのヨーロッパの国々に存在する「きわめて広大な〔土地の〕所有者をきわめて貧しい農民が取り囲んでいる状態は、〔経済発展に不可欠な〕有効需要に対してもっとも不都合な財産の分配を示している」(Malthus, *Political Economy*, p.429. 訳, 下274ページ)。

22) テューネンは『孤立国』第1部（1826年）で、高い輸送費（小麦1クォータの生産コスト31シリングに対し輸送費が14シリング）のために、イギリスの農業者はきわめて有利であると指摘する。（『孤立国』前掲訳, 265ページ）。品質の点でもドイツ産小麦は英国産に比して劣り、低い価格評価しか与えられない。

23) 竹永「1860年代前半のマルクスの地代論研究（2）」『経済論集』111号, 2019年, 21ページ。

している。K.マルクスが『哲学の貧困』（1847年）で適切に述べたように、「リカードウは、地代を決定するのに必要なものとしてブルジョアの生産を仮定した後で、それにもかかわらず、それ〔＝地代概念〕をあらゆる地域の、あらゆる時代の土地所有に適用する」²⁴⁾。

穀物輸出国の輸出量増加がそこでの劣等地耕作を進めて穀物価格を引き上げるケースが、『原理』では第28章「金、穀物および労働」にある。輸入禁止時におけるイギリスの穀物の自然価格が1クォータ6ポンド、フランスでのそれが3ポンドと仮定して、輸入禁止が解除された場合、イギリスでの穀物価格は両国の自然価格の間ではなくて——輸送費を抜きにすれば——「究極的かつ永続的に」フランスの自然価格に下落する、と論じられる。そしてイギリスの需要が10万クォータでなく100万クォータであれば「この大量の供給を調達するために、フランスはより劣等な土地に頼る必要に迫られ、おそらく自然価格はフランスで上昇するであろう」、そしてイギリスでの販売価格は上昇したフランスでの自然価格に規定される（I, pp.374-75）、と。

ここでの真意は、輸入国の穀物価格は輸出国の最劣等地の肥沃度に規定される自然価格に「究極的かつ永続的に」左右されるということであるが、輸出国の——土地肥沃度の序列を前提にして——自然価格上昇と、（明示はされないが）イギリスでの100万クォータ分を生産していた劣等地耕作の放棄とが、抽象的に想定されている²⁵⁾。

だが、輸出国・輸入国両国での土地肥沃度の序列を前提にして、輸出国での自然価格の上昇と輸入国でのその低下を想定するこうした論法は、穀物輸出国の生産増加を序列の劣った土地での生産拡張という枠組みに流し込むことで、輸出国での失われた肥料の補填という問題を曖昧にした。

リカードウは『利潤論』で、穀物需要増加に伴う農業投資増加がもたらす農業利潤率低下を主張した。その際に、①第一級地と土地の肥沃度が等しいがより不利な位置からの穀物供給の場合には、遠距離輸送のために「より多くの労働者、馬など」の使用が必要になるとして、「同一量の生産物を得るために、より多くの資本を永続的に使用することが必要」になり、利潤は低下すると記した。②さらに、遠距離の新しい土地への投資が行われる代わりに、既耕の第一級地に追加投資がなされる例を出し、その場合でも不利な位置の土地耕作の場合と同じく利潤の低下が起きると述べた。②の例は内包的耕作拡張であるが、①の外延的耕作拡張の場合と同

24) マルクス『哲学の貧困』的場昭弘訳、作品社、133ページ。

25) 穀物輸入国での穀物需要が大きい場合の輸出国での価格上昇のケースについては「マルサス評注」（II, p.289）も見よ。また cf. VI, p.163. リカードウは『原理』第32章「地代についてのマルサス氏の意見」で、「外国穀物は地代を与えるような国産穀物とはけっして競争しない」（I, p.427）と書いた。これは——輸送費を加えれば——輸出国最劣等地で生産される穀物の自然価格が輸入国で生産される穀物の自然価格を、つまり地代を生まない最劣等地での価格を規定するというを言い換えたものである。輸入国内での最劣等地以上の肥沃度をもつ、つまり地代を生む土地の個別価格は、輸出国の自然価格より低いからである。

じく、リカードウが説明するように、理論的には同一事象である (IV, pp.13-14)²⁶⁾。こうして、『原理』での端的な表現を引用すれば、「地代は、つねに、同一の土地かあるいは異質の土地で、相等しい資本を用いて得られる生産物の分量の差に等しい」(I, p.333)。

収穫に伴う土地肥沃度の低下と肥料による補填の必要という問題は、内包的耕作拡張のケースにおいて、一定量の収穫維持のための肥料投入増加・投入費用増加の必要という形で考察されるべき事柄である。だが『利潤論』では、遠距離輸送に必要な労働、馬などの投入増加という外延的耕作拡張の論理で内包的耕作拡張を代替することで、穀物輸出国の穀作地での生産継続のためには、デイヴィの言う、失われた肥沃度補填のために肥料の追加という投入増加が必要であることが隠されてしまった。

『原理』第2章で地代の成立を説明した以下の文章は、肥沃度補填のための肥料追加の必要性を背後に隠して、肥沃度の異なる土地耕作の進行に集約した典型的な表現である。すなわち、第三級の地質の土地が耕作されると、地代は第二級地に発生し、同時に第一級地の地代は上昇する。なぜなら、「一定量の資本と労働を用いてこれらの土地が産出する生産物間の差額だけ、第一級地の地代は第二級地の地代を上回らなければならないからである」。そして続く説明も、「等量の資本と労働を用いて」純生産物が100, 90, 80クォータと減少する例が出される。投入一定・産出通減であり、産出通減の原因は各級の「地質の差」、つまり肥沃度の差に求められる (I, p.70)。

リカードウは、「農業における、また分業における改良は、すべての土地に共通であり」、こうした改良はそれぞれの土地で得られる生産物の絶対量を増加させるが、それらの間に改良前に存在した「相対的割合を大きく乱さないであろう」(I, pp.412-13)とも記した。だが、施肥という改良は収穫物や土地の性質によってその施用に必要な内容が異なるであろう。

自由貿易下での穀物輸入量は大きくないというリカードウの判断は、輸出国と輸入国両国に収穫通減という共通の自然の法則を適用し、両国の生産性の变化を所与の肥沃度をもつ各等級地の使用拡大と縮小に代理させて、その時点での両国の穀物価格を規定する最劣等地の生産性を比較するという論法に依拠して導き出された。こうした論法は穀物輸入の利益をきわめて明晰に示すことに成功した。しかも合わせて穀物輸入量に限界を置き、国内穀物生産の維持の可能性をも明らかにした。だがそれは、結果的に、穀物輸出国では収穫物によって失われた栄養分の土壌への還元ができないという事実を自らの議論に組み入れていない（もしくは組み入れ

26) 『原理』では、劣等地（外延的）耕作拡張が行われる前に既耕地への追加的資本投下（内包的耕作拡張）が「しばしば、いや実際普通に」行われると記されている。第一級地に最初に投下された資本による収穫が100クォータであり、同地への2回目の投下での収穫量が85クォータであっても、80クォータの収穫を生む第三級地の耕作が行われる以前に、既耕地である一級地の内包的耕作が行われる。この例では、内包的耕作拡張は一定量の投入に対する産出量の減少という形で示されている (I, p.71)。投入一定・産出低下という論法については、I, pp.70, 113; IV, p.11を見よ。産出一定・投入増加という論法については、I, p.111; IV, pp.13, 16, 18を見よ。

る必要のない)ものとなった。穀物輸入国イギリスの立場に立って穀物自由貿易の利益を主張したリカードウは、輸出国の地力疲弊という問題に正面から向き合うことを回避した。

『原理』第3章鉱山地代論は、農地の地代とまったく同じ原理が鉱山にも適用されることを簡潔に述べている。また第24章でもスミスの地代論を検討して、鉱山地代と土地地代とを左右する法則の間にはなんの区別もないことが強調された。無地代地であるもっとも貧しい鉱山の資本収益が他のより生産的な鉱山の資本収益と鉱山地代とを規定するのである。しかしながら穀物輸出国の農耕地は、輸出国向けに食料を生産するのみならず、国内消費向けの食料をも生産し続けるのに対し、鉱山は埋蔵物の採掘が経済的に引き合わなくなれば、それは放棄されるだけである。

次稿で言及する予定であるが、後にドイツの農業化学者リービヒは、『現代農業書簡』(1859年)で「農業者は彼の耕地の生産物の形で、実際には彼の土地を販売している」、「彼の耕地の収穫物を全面的に譲渡することで、土地から再生産の条件を奪っている」と記し、そうした農業の在り方を「略奪農業」と呼んだ。さらにリービヒは『タイムズ』紙に公表された手紙で輸入国イギリスをこう批判した。すなわち、穀物輸出国は「穀物再生産の条件が……回復されなければ」穀物輸出をやめざるをえない。「イギリスは〔穀物輸出国〕ヨーロッパの耕作地を略奪し、完全に枯渇させ、そうして彼らから穀物と肥料を供給する長期的能力を奪っている」²⁷⁾、と。

穀物輸出国の地力低下という問題を比較生産費説の論理的帰結の形で論じた水田健はこう記した。「農業輸出国は利潤率が低下し成長が鈍化するのに対して、製造業に比較優位を持つイギリスのような国は、農産物を輸入して定常状態をまぬがれることができる。製造業に比較優位を持つ国は停滞を穀物輸出国に押し付けることになる」²⁸⁾。

5. 「本源的で不滅な力」

なにゆえに、輸出国輸入国の生産性の変化を所与の肥沃度をもつ各等級地の使用拡大と縮小に代理させて、両国での最劣等地の生産性を比較するという論法が行われたのであろうか？

リカードウは『原理』第2章地代論で、「すべての進歩した国においては、〔実際に借地料として〕年々地主に支払われるものは、地代と利潤の両方の性質を兼ね備えている」ことを認めている。ただしそれは「真の地代」とは区別されなければならない。厳密な意味での「地代は、大地の生産物のうち、土壌の本源的で不滅な力 (the original and indestructible powers of the soil) の使用に対して地主に支払われる部分」(I, pp.67-68)と規定された。それは「土地の真の地代 (real rent of land)」(I, pp.175, 262), 「純地代 net rent」(I, p.347) また「正当に地代と呼ばれるべきもの」(I, p.261)である。土地改良に用いられた資本に対する報酬も年々地主

27) Justus von Liebig, *Letters on Modern Agriculture*, ed. by J. Blyth, London, 1859, p.177. Baron Liebig and Alderman Mechi [Letter from Liebig to Mechi], *Times*, 23 December 1859, p. 6.

28) 水田「リカードウの資本蓄積論と国際貿易」『立教経済学研究』69巻4号, 2016年, 47ページ。

に支払われ、一般には借地料＝地代を構成するが、それは利潤を含むものであり「真の地代」からは区別される。

第2章で「本源的で不減な力」という言葉が使われた長いパラグラフの中で、この表現は4度も繰り返された。『原理』でこの言葉が使用されるのはここだけである。また公刊されたりリカードウの著作でも他には「本源的で不減な力」という言葉は使われていない。しかもこの言葉は以下に述べるように、後に多くの批判的になるとともに、穀物輸出国の抱える問題に対する輸入国の側の無関心という結果をも生み出すことになった。

『利潤論』では、地代は「土地の本源的で固有の力（the original and inherent power of the land）の使用」（IV, p.18）に対する報酬と、注の中で述べられた。ここでも、地代は地主もしくは農業者の土地への資本投下に対する報酬部分とは区別され、「その他の部分だけが土地の本源的な力の使用に対して支払われる」と記されている。つまり、真の地代は土地への資本投下に基づく利潤とは区別される報酬であることが、ここでの趣旨であった。それが土地の「本源的で固有の力」という表現になった。

『利潤論』と比べれば、『原理』では「土地」が「土壌」に、「固有の」が「不減な」に、「力」が単数から複数に変わっている。「土壌」と「土地」——さらに「大地 earth」——については、リカードウは特に区別していない。「力」の単数複数も問題にはならない。しかし農業生産が行われ収穫物が取り去られれば、土地の肥沃性は減少する。この意味で、土壌は「本源的な」「固有の」力を有するという表現はありうるであろうが、「不減な」力はないであろう。なぜ『原理』でリカードウは、土壌には「不減な力」があるという強い表現に変えたのであろうか。この変更の理由はよくわからない。だがこの変更のために、とくに穀物輸出国の穀物生産がもたらす土地の肥沃性減退に対する関心の希薄化——穀物輸出の増大を、あらかじめ序列付けがなされた、肥沃度として劣る劣等地への耕作の進行として集約する論法への一元化——が生まれることになった。

肥沃度の劣化に関して言えば、デイヴィが述べ、また後にリービヒが指摘するように、土地耕作による作物の収穫によって、最優良地であろうが最劣等地であろうがいかなる土地においても、肥沃度は——収穫によって奪われた栄養分が土地に戻されなければ——低下する。リカードウの言う、「土壌の本源的で不減な力」というものが、農業生産によっても変化しない（消耗しない）土壌の力であると理解されるならば、そうした「力」は土壌には存在しない。そもそも作物の生産は土壌の肥沃度を失わせる行為である。

マルサスは『地代論』（1815年）で、土壌を「資本の充用による継続的改良が可能な、しかしきわめて異なった本源的な性質と力（very different original qualities and powers）とを持つ……多数の機械」と表現していた²⁹⁾。土壌は資本による改良が可能だが本源的には品質が異

29) Malthus, *An Inquiry into the Nature and Progress of Rent*, London, 1815, p.37.

なる、という規定である。リカードウは『利潤論』で、本源的に質の異なる多数の機械というマルサスの比喩を「正しい」と受け、肯定的に活用した (IV, p.24)。リカードウは『マルサス評注』でも同様の評価 = “excellent” (II, p.169) をした (また cf. VIII, p.208)。

『利潤論』での土壤の力の規定にあっては、マルサスの影響も重要かもしれない。だがマルサスには「不減な力」という表現はない。すでに引用した『人口論』での文章からも明らかのように、またすでに紹介した『地代論』での文章からもわかるように、土壤は本源的には性質が異なるが、資本による「継続的改良」の可能な点がむしろ強調されている。

ただし J. アンダーソン『ヨーロッパ農業の進展を遅らせた諸原因』(1799年)には、土壤の質の差はきわめて大きく、ある土壤は「無尽蔵の肥沃度 inexhaustible fertility」をもつものに対して、別の土壤は「打ち勝ちがたい不毛さ」しか有しない、という表現がある³⁰⁾。差額地代論の先駆者であるアンダーソンのこの著作をリカードウが読んだかどうかはわからないが、「土壤の本源的で不減な力」のヒントになりうる表現ではある。

いずれにせよ『原理』では、「不減な」 = 「破壊されない」という(強い)表現になって、土壤には耕作 = 収穫という土地の使用によっては減らない「本源的な力」がある、と理解するのが自然な規定になっている。このように理解するのが自然であること理由は、『原理』での地代成立の説明において「本源的で不減な力」が肥沃度と同一視されていることで、了解されるであろう。

「豊かで肥沃な土地が豊富に存在する」国に最初に定住する場合には、地代は存在せず、人口増に伴って「第二級の肥沃度の土地」が耕作されると「第一級の地質」の土地に地代が発生するという彼の説明からすれば、いわゆる最優良地 = 「第一級の地質」の土地で与えられる地代とはその土壤の「本源的で不減な力」の使用に対する報償であるから、「本源的で不減な力」はもっとも高い「肥沃度」と同じ意味で理解されることになる。それには「自然的肥沃度 natural fertility」という言葉が与えられ (I, p.67)、各等級の土地が有するそれぞれの「肥沃度」は、「本源的」であるとともに「不減な」力とされ、その大小に従って最優良地から最劣等地までが順序付けされる³¹⁾。

30) James Anderson, *An Inquiry into the Causes that have thitherto retarded the Advancement of Agriculture in Europe*, Edinburgh, 1799, p. 6.

31) リカードウは設立直後のロンドン地質学会 (Geological Society of London) に1808年に入会し、10年には F. ホーナー Horner を含む7人の常任管財人の一人になった。リカードウと同年の入会者に W. ジェイコブの名がある (H. B. Woodward, *History of the Geological Society of England*, 1907, pp.32, 37, 271, 334; *Works*, X, pp.49-50)。リカードウは学会の会長となるグリーンノウ (G. B. Greenough) と懇意にしていた (cf. VII, pp.118-19)。この学会は、ジェントルマン的専門家による地質学に関するクラブとしての意味も有し、会員資格には格別の地質学研究成果は要求されなかった。マーティン・ラドウィック『デヴォン紀大論争』菅谷暁訳、みすず書房、2021年、第1章。地質学研究と石炭鉱脈の調査・採掘、ならびに農業革命期の排水・灌漑・土壤改良など農業土木事業の進展との関係については小林英夫『イギリス産業革命と近代地質学の成立』築地書館、1988年を参照。リカードウが、

土地は「本源的で不滅の力」を有するという規定が土地の肥沃度は「本源的で不滅な力」であるという規定に移行すれば、所与の肥沃度をもつ豊度の異なる複数種類の土地を想定して、穀物輸出国と輸入国の関係を論ずることは、理論上の操作として許されることになる。

6. 第一次的自然と第二次的自然

加用信文の研究「農業における土地の経済的意味」(1970年)によれば、土壌の肥沃度＝豊度は土壌の物理的・化学的性質に規定され、各土地間で差異が生じる。この物理的・化学的性質はリカードウの言う「土壌の本源的で不滅な力」にあたる。

ただし実際に農業に用いられる土地＝農業用地は、「野生的な裸のままの自然としての土地」(これを第一次的自然と仮に呼ぶ)ではない。農業用地は農業の生産手段としての土地であり、なんらかの資本・労働の投下によって人工的に生産手段化された「加工された自然」(第二次的自然)というべきものである。この意味では、農業用地は一種の資本財である。ただし加用によれば、第二次的自然としての、資本財である農業用地の肥沃度も第一次的自然とは無関係に存在しない。第一次的自然による規定から逃れられない。すなわち、第一次的自然として本源的に含まれた土壌の属性である「物理的・化学的性質がそのまま〔第二次的自然としての〕農地の属性」となったものと解される³²⁾。

リカードウの言う、「土壌の本源的で不滅な力」とは、字義どおりに解釈すれば、第二次的自然の中であって、第二次的自然の肥沃度をなんらかの形で規定する第一次的自然(土壌の物理的・化学的性質)の属性ということになる。例えば粘土質の土地では通気不透性の地表になりがちであり、この意味では、第一次的自然の属性が第二次的自然の属性をなんらかの形で規定すると言えるであろう。

しかしながら、第一次的自然と第二次的自然とは区別されなければならない。岩石は地表に長く露出すると風化作用によって物理的に細粒化し、次いで化学的に変質(粘土化)する。土壌学の定義では、この変質した層が風化殻(帯)であり、風化殻が物理的・化学的・生物学的変化によって分化した上部層が土壌とされる。風化殻の上層部である土壌は、植物の生育や再生産に必要な水と養分を供給する能力を有し、この能力が肥沃度を構成する。ここでは、植物再生産のための水と養分の供給能力(肥沃度)を有する土壌は、岩石や風化〔殻下層〕碎屑物には元来なかった新規の性質を有する自然体であることが留意されねばならない。この意味で、土壌は「気候、植生、地質上の起源による形態と構造をもつ、独自の自然生成物」というべき

地質学研究の進展から『原理』での「土壌の本源的で不滅な力」という規定をどのように引き出したかはわからない。

32) 加用『農業経済の理論的考察』増補版、所収、御茶の水書房、1970年、11ページ。強調は原文。

であろう³³⁾。したがって、第二次的自然のなかの第一次的自然という属性が第二次的自然である土壤肥沃度を規定するとしても、その規定の中身は地理的・気候的・年代的に影響を受けた間接的なそれと言うべきであろう。

テアは『合理的農業の原理』第3編「土壤論」で、本来の「土」Erdeと「作土」とを区別し、後者を「腐植」humusと名付けた。本来の「土」は、珪土、粘土、石灰土、苦土から構成されており、どんな自然力をもってしても破壊できない「不可滅的 unzerlegte (英訳 immutable)」物体であり、本質的に変えられない性質をもつ。これに対し、「腐植」は作物生産に有用な物質を含み、「さわめて可懐的」=分解可能であり、内外の力に応じて変化・分解し、有機的な変化によって再生産されるものである、と述べられた。

テアは「土壤の肥沃度はこのフムスにまったく依存する」と述べ、いわゆる腐食説をとっており、これはのちにリービヒによって批判される。ただし、リカードウの「土壤の本源的で不滅な力」に関して言えば、本来の「土」（「基盤土」Grunderdeとも表現される）については「不滅な力」という表現が当てはまるかもしれないが、「作土」に関しては——テアの言うように——収穫によって分解され取り去られるものであり、その補填を通じて再生産される必要がある限り、けっして「不滅な」ものではない³⁴⁾。

「土壤の本源的で不滅な力」が肥沃度と同一視されたことのもたらす影響は小さくない。デイヴィヤリービヒらが言うように、収穫による生産物の取り去りを通じて——補填されなければ——、新規の自然体である土壤の肥沃度も劣化を免れない。つまり肥沃度が低下する。さらに土壤浸食がもたらす土壤流出の場合には、第二次自然という実体それ自体が消失する。土壤浸食が深刻な問題となった1930年代において、合衆国土壤保全局長H.ベネットが言うように、「土壤浸食は土壤の物理的塊全体——ミネラル分子、植物栄養素、有益な微粒組織、その他すべての構成要素——、すなわち土壤自体の全体を取り去る」³⁵⁾。

しかもマルクスが『哲学の貧困』で的確に批判したように、「肥沃度というものは、人々が考えるほど自然な性質ではない」。それは「現実の社会的関係としっかりと結びついている」ものであり、化学の応用が「土地の自然を変化させてきた」し、地質学の知識が「相対的な肥沃度の旧来の評価」を覆しはじめているからである³⁶⁾。「肥沃度」はそもそも「本源的」なものではない。

33) 松井健『土壤地理学序説』築地書館、1988年、109,115ページ。アルバート・ハワード『農業聖典』保田茂監訳、有機農業研究会、2003年、原著1940年、33ページ。

34) テア『合理的農業の原理』訳中巻29, 32, 101ページ。

35) H. H. Bennett and W. C. Lowdermilk, General Aspects of the Soil-Erosion Problem, United States Department of Agriculture, *Soil and Men*, Yearbook of Agriculture 1938, p.596.

36) マルクス『哲学の貧困』訳135ページ；『剰余価値学説史II』『マルクス・エンゲルス全集』26II, 大月書店、322ページ；竹永「1860年代前半のマルクスの地代論研究（1）（2）」『経済論集』110・111号、2018, 19年。

同じく農業経済学者セオドア・シュルツも言うように、土壌中に含まれる植物栄養分は「本源的」でもなければ「不滅」でもない。土壌の各区画への土壌栄養分の投入と取り去りが、つまり改良と枯渇が可能であるうえに、土壌浸食があらわすように、地表面の状態の安定さえ保証されていない。しかも土壌の表土は複雑な生物学的メカニズムを有し、そこから本源的で不滅な部分を確定することは不可能である。農業生産における土地の投入に関して、シュルツはこう述べざるを得なかった。「土地の投入量の確定ならびに計測にかかわる困難は無数にあって、ほとんど処理不可能の状態にある」³⁷⁾と。

ただし1843年にリン酸肥料を製品化したJ. B. ローズ (Lawes) は、ロザムステッド (Rothamstead) 農場での1839年以降施肥されていない小麦畑での、1844~69年の連続した26年間のエーカー当たり小麦収穫量が、前半の13年間から後半の13年間にかけてそれほど明瞭な低下を示していないという実験結果に基づいて、土壌肥沃度の不滅性を主張した。すなわち、肥沃性の要素は土壌の中に固定・散布されており、収穫がそれを取り去るのは極端に緩慢な過程であり、肥沃性の要素は無限に長い期間にわたって継続する、と結論された。ローズは、連続した収穫によるその肥沃性の除去に対して土壌のもつ抵抗力を「土壌に固有の自然的肥沃性」と記した。ただし確認すべきは、これは、1839年以降の無施肥のままの連作によって収穫量が最低水準まで低下した1844年以降の、収穫遞減がきわめて小さいということであり、前半の13年間の収穫水準は施肥された1839年以前からははっきりと漸減している³⁸⁾。

37) T. シュルツ『農業の経済組織』川野重任・馬場啓之助監訳、中央公論社、1958年（原著1953年）、172-73、180ページ。

生物現象を「生命力」に求める自然哲学の影響下にあった伝統的な有機腐食栄養説を批判して、リービヒは植物の生育に必要なものは空気中の炭酸ガスと水・土に含まれる少数の無機塩類であるとして無機栄養説を打ち立てた（高橋英一『肥料になった鉱物の物語』研成社、2004年、139ページ）。リービヒは『化学の農業および生理学への応用』（Justus von Liebig, *Die Chemie in ihrer Anwendung auf Agricultur und Physiologie*, 9. Auflage, Braunschweig. (初版1840年、9版1876年) 吉田武彦訳、北海道大学出版会、2007年、11-12ページ）で、動物・人間の排泄物は、「有機質要素によって植物の生活に影響を及ぼすのではなく、腐敗・分解過程の産物を通じて間接的に……作用を及ぼす」と記した。ただし補完し強調すべきは、腐敗・分解過程をもたらす土壌中の微生物の働きである。「微生物は土壌中にある腐敗性有機物由来の窒素を、水溶性のアンモニウムや硝酸塩に戻す。無機化と呼ばれるこのプロセスで、植物が窒素を土壌水分とともに吸い上げられるようになる」(D. モントメグリー・A. ビクレー『土と内臓』片岡夏実訳、築地書館、2016年、89ページ)。藤原辰史『分解の哲学』青土社、2019年、第5章。

38) John Bennet Lawes, *Exhaustion of the Soil, in relation to Landowners' Covenants, and the Valuation of Unexhausted Improvement, read before the London Farmers' Club, April 4, 1870*, London, 1870, pp.20-22; Lawes, *Fertility*, London, 1881, p.11.

7. 肥料

リカードウ『原理』には、収穫を通じて失われた肥沃度を「肥料」によって補填するという考えは見られない。すぐに見る肥料についての彼の言及からわかるように、肥料は「排水」また「より巧みな輪作」と並んで地質を改善し土地生産力を高める要因として分類されており、失われた肥沃度の補填という視点はない（もしくは薄い）。

『原理』で「肥料」という言葉が使われる例は少ない。

『原理』第2章で、同一面積・同じ「自然的肥沃度」・そして隣接する（＝市場までの距離の差がない）二つの農場のうち、農耕用建物を有し、かつ排水ならびに肥料、生垣などの整備が適切に行われている農場の借地料が、そうした建物・整備のない農場のそれよりも高いのは、前者の建物ならびに「地質改善 ameliorating the quality of the land」のための資本投下に対する利潤が含まれているからである、と説明される。ここでは肥料は排水、生垣と並んで「地質改善」投資として位置付けられる（I, p.67）。肥料は基本的に、固定資本投資として分類されている。同様の例は第18章「救貧税」にもある。それは、劣等地農業者が長期の借地期間中に「施肥、排水、生垣など」への投資によって土地生産力を改善するケースである（I, p.258）。

同じ第18章末尾の注でリカードウは地代概念を拡充している。すなわち、土地改良投資の一部は「土地と不可分離に融合されて」土地生産力を増大させるから、その使用に対する地主への報償は、投資に対する利潤ではなくて「地代の性質を帯び」、「すべての地代法則に支配される」（I, p.262）と記された。ただしリカードウは併せて、土地改良投資の中の「建物やその他の消滅的改良 perishable improvements」については一定期間のみ土地に有利な立場を与えるにすぎず、経常的な更新が必要であり、地主の「真の地代」への永続的追加にはならない、と地代概念の拡充に限定を付した（I, pp.261-62）。「その他の消滅的改良」の中には「施肥」も含まれるから、失われた肥沃度の補填として施肥を位置付けているとも考えられる。

しかしながら上の引用が示すように、「施肥」は建物、排水、生垣とセットで固定的投資がもたらす農場の生産力増加として考えられている（また I, p.269も参照）。これは施肥によっていったん高められた土地の生産力が、施肥の効能の低下によって失われる状況を示しているのであり、デイヴィやリービヒの言う収穫によって生じる土壤栄養分の取り去り（その意味では流動資本の補填が経常的に必要）とは区別すべきである。資本が土地に合体されることによる自然力としての地力＝土地の肥沃度の増大である固定的資本投下と、同じ土地に対する経営資本の継起的投下の必要とは、現実的には一体化して区別しがたいものではあるが、原理的に区別されるべきである。マルクスも言うように、「農業では土地改良によって追加された素材の一部分は生産物形成要素として植物生産物に入っていく。他方、それらの素材の作用は、かな

り長い期間に、例えば4-5年間に分散されている」³⁹⁾。

さらにもう一つ、第2章後半で地代下落について論じた際に「肥料」に言及される。この箇所が、「肥料」についてのリカードウの考え方の特徴をもっともよく表している例である。リカードウはここで、農業改良の方法として①「土地生産力」を増加させる改良と②農業用具の改良（鋤・脱穀機、他には農耕用馬の節約、獣医学の進歩）とによる、穀物生産に必要な労働量の減少との二つをあげた。ともに、穀物1単位の生産に要する投入労働量を減少させ、改良の本質である価格低下をもたらす。さて②は「肥料」とは直接に関係がない。

では、①土地生産力を増加させる方法がいかにして穀物生産に要する投入労働量を減少させるのか。土地生産力増加の方法として二つの例が出される。A. 飼料作物としてのカブ導入という「より巧みな輪作」によって、従来羊飼育に充てられていた土地が不要になること、B. 単位面積当たりの収穫量を増加させる「より優れた肥料の選択」——リカードウの例では、一区画で20%の穀物増産を可能にする「肥料の発見」という固定資本投資——によって、従来の耕地面積が不要になること、である。ABともに、一定量の穀物を以前よりも少ない土地から収穫できることになる。この場合、不要になった土地の使用を止めなくても、従来と同じ広さの土地への投下資本量が減少すれば、土地生産力増加の結果、穀物1単位の生産に要する投入労働量の減少と価格低下が生ずる、というわけである。リカードウはこのABの結果を「カブ栽培の採用により、もしくはより有効な肥料 a more invigorating manure の使用によって、より少量の資本を用いて、同一量の生産物を取得できるならば……」(I, pp.80-82. 強調は引用者)と表現した。これは収穫以前の土地生産力改良について述べているのであり、収穫物によって失われた土壤栄養分の補填を念頭に置いているのではない。後者であれば、投入資本量は増加しなければならないであろう。

以上の『原理』第2章での肥料への言及から確認できるのは、肥料の使用が収穫による地力低下を補填するものとしてではなくて、まずは固定資本投資として土地生産力増加=地質改善による生産量増加=穀物1単位当たりの投下労働量の減少として論じられていることである。もちろん、上の例でも分かるようにリカードウは農業「改良」という言葉の中に肥料の効果も含めている。だが「一商品の生産に以前に要求されていた労働量を減少させることが、改良の本質」(I, p.80)という端的な言葉が示すように、肥料は収穫による地力低下を補填するものとしては理解されない。

『原理』ではもう一個所、事実上ジェイコブの所論を批判する文脈で「肥料」に言及される。ジェイコブが、穀物価格が低下した場合に土地からの引き揚げ困難な投下資本（いわゆるサンク・コスト）の例として、生垣、排水とともにあげた「施肥」という例がある。リカードウは、この場合も固定資本投下として施肥を分類し、土地へのこうした投資の引き揚げが困難なこと

39) マルクス『資本論』第2部2篇8章、大月書店版、第3分冊、195ページ。椎名重明『近代的土地所有』東京大学出版会、1973年、99ページ。

は「ある程度は真実」だと認めるが、そもそも投資引き揚げは「採算の問題」だとして切り捨てている (I, pp.268-69)。

議会の演説でリカードウが肥料に言及した数少ない例 (1822年6月12日) でも、穀物価格低下をもたらす脱穀機の改良と並んで「新肥料の効能の発見」がふれられるにとどまる (V, p.211)。『利潤論』、『農業保護論』では肥料という言葉は使われていない。

リカードウは、作物の収穫が行われた時点では、収穫によって土壤の栄養分が取り去られて土地の肥沃度が低下するという農業者が経験的に理解している真理を、すなわち、取り去られた栄養分の補填のためには土壤の耕耘と肥料による補填というコストを要するという農業経営の日常行為を、人口増加による劣等地耕作の進行 (いわゆる外延的耕作拡張) という形に置き換えて定式化したことになる。こうして「地代はつねに二つの相等しい分量の資本と労働の使用によって取得される生産物間の差額」 (I, p.71) と定義される。堀経夫の研究の言葉を使って言いかえれば、農業生産による「地力逋減」という現実を「地質不等」=劣等地耕作と置き換えて地代を定義したと言えよう⁴⁰⁾。

リカードウは農業利潤を規定する要因についての論争の中で、マルサス宛の手紙 (1814年12月18日) でこう書いている。「私は原理が正しければそれが効用をもっているかどうかは気にかけません……原理の有用性はその真理とは無関係で、私が今打ち立てたいと思っているのは後者だけです」 (VI, p.163)。農業生産による「地力逋減」を劣等地耕作による「地質不等」に置き換え、それを「原理」として打ち立てて、自由貿易下での「数週間分の」穀物輸入量を結論する形で、穀物輸出国と輸入国の関係を考察したリカードウの視野からは、穀物輸出による「地力逋減」が輸出国の農業ならびに経済発展に与える影響、そして逆に輸入穀物の「使用と分解」——次稿で論ずるが、輸入穀物の消費と排泄物の肥料使用——が輸入国の土地の肥沃度を高める可能性に関する議論は抜け落ちた。

無視された「原理の有用性」は、穀物輸出国にはなにを意味するのであろうか。リカードウは『原理』第6章利潤論で、穀物輸入国を想定して、土地の肥沃度の高低、穀物輸入制限の有無が資本蓄積に伴う利潤率低下の内実 (大小、緩速) に影響すると述べた。では、穀物輸出を通じて資本を蓄積する国の場合には、とりわけ収穫物が土地から持ち去られ、土壤肥沃度の維持が困難な場合には、どんな問題が生ずるのか。リカードウの叙述はそこへは及ばない。

8. アイルランド

「絶対に確実だが、穀物の騰貴とともに賃金が上昇すれば……利潤は必然的に低下するであろう」、「蓄積の結果は国を異にすれば異なるであろうし、土地の肥沃度に主に依存するである

40) 堀『地代論史』大同書院、1939年、100ページ。

う」(I, pp.111, 126) という言葉が示すように、土地の肥沃度が食料価格の高低を通じて賃金水準を左右し、その賃金の利潤への影響を通じて、資本蓄積を規定するというリカードウの基本論理は、それに依拠してアイルランドの貧困問題に接近した『原理』初版第5章——初版では後続版の5章賃金論と6章利潤論の、ダブル・チャプターになっていたが、ここでは賃金論の部分を対象とする——の叙述に混乱を生むことになった。さらに晩年のリカードウのアイルランドの貧困に対する対処にも大きな課題を残した。

アイルランドでは圧倒的多数を占める農民が、主に地主（もしくは仲介借地人）から直接に、高額の地代かつ不安定な保有条件の下で借地し、地代支払いのために穀類をはじめ商品作物を生産するとともに、零細な土地で自己消費用のジャガイモを栽培していた。イングランドと異なりアイルランドでは、農業資本家階級の確立は不十分であり、後年に J. S. ミルは端的にこう述べることになる。「イギリスでは土地を賃借して耕作するのは資本家的農業者であるが、アイルランドでは牧草地帯を除き、主として肉体労働者またはそれとほぼ同様の境遇にある小農業者である」⁴¹⁾。

リカードウの基本論理は、肥沃な土地が豊富に存在する「新国」が人口増、耕作の進行とともに肥沃な土地が相対的に（＝増加人口の食料需要に比して）減少し「旧国」に至るという、一国における人口増ならびに土地耕作の進行を基準とする単線的な発展経路——リカードウの言葉では、「社会の異なる段階 different stages of society」——の理解に依拠している。そしてこの経路は「社会の進行 progress of society」と表現される (I, p.70)⁴²⁾。経済学の主要問題は土地生産物の三階級への分配法則だと明言したリカードウにとっては、「社会の異なる段階」で分配が異なることの要因説明がなにより重要であり、社会の異なる段階は分配の異なる段階であった。

リカードウが『原理』第5章で強調したのは、新国と旧国では貧困のあり方が異なり、その救済策も異なるということであった。ここでは新国と旧国は「一つの社会の異なる段階」と捉えられ、新国は一つの国の発展の初期＝肥沃な土地が豊富な段階であり、旧国は人口増、耕作の進行によって肥沃な土地が相対的に希少になった段階である。ある社会は新国から旧国に移行する。しかしながら、発展の初期の段階で肥沃な土地が豊富にあり新国に分類される国々においても、貧困は現に存在した。〈豊かな土地における欠乏〉と称すべき事態にリカードウはどう対処したのか。

41) J. S. Mill, *England and Ireland*, 1868, London. in *Collected Works of J. S. Mill*, vol.VI, University of Toronto Press, 1982, p.514. 高島光郎訳、『エコノミア』41巻3号, 1990年, 25ページ。

42) 『利潤論』では「未耕で肥沃な土地」の存在する「新国」に「旧社会」の知識と資本が充用される例が出されている (IV, p.15)。同じく『原理』初版第2章では、「新国」は「人口に比して肥沃地が豊富に存在し……」と表現されている (1st ed., p.55)。また『原理』3版第1章では機械採用の誘因として「新国」とともに「旧国」という言葉が使われる (I, p.41)。

現実には、それら国々の貧困の在り方は歴史的環境と経路のちがいによって異なっている。肥沃な土地が豊富な新国でも、それぞれ固有の歴史的要因によって脆弱な資本蓄積の状態が生まれ、貧困が存在する。また貧困の存在形態も異なる。肥沃な土地の多寡と人口という基準でそれぞれの貧困の原因を論じ切れるものではない。ところが一国の新国から旧国への段階的發展というリカードウの理解は、『原理』初版第5章に見られるように、新国の国々が——そして救済すべきそれぞれの貧困が——現実に持つそれぞれの歴史的環境と経路に焦点を当てて貧困の救済策を検討することなしに（検討する前にと言うべきか）、肥沃な土地の多寡と人口の関連で、新国での貧困の原因を論じさせることになった。

リカードウは「蓄積の結果は国を異にすれば異なる」というが、それは「土地の肥沃度に主に依存する」という言葉が示すように、そこで考えられているのは、食料輸入と劣等地耕作の関係であり、あくまで肥沃な土地の多寡と人口という基準を基本にしたものである。「一国の面積がどれほど広くても土地の品質が貧しく、食料輸入が禁止されている国では、ごくわずかの資本の蓄積も、利潤率の大きな減少と地代の急速な上昇とを伴うであろう。これと反対に面積は狭いが肥沃な国は、とくに食料輸入が自由に行われるなら、多くの資本を蓄積しても、利潤率の大きな減少も、地代の大きな増加もないであろう」（I, p.126）——これが、「蓄積の結果は国を異にすれば異なる」という言葉に続く文章であった。この点で、肥沃な土地の多寡と人口という基準は、旧国イギリスでの穀物輸入制限に対する批判の枠組としてきわめて有効であった。

リカードウは『原理』初版第5章の議論を次のように進めていた。

労働には商品一般と同じく市場価格と自然価格があり、労働の自然価格は階級としての労働者の維持に必要な食料、必需品、便宜品の価格に依存し、労働の市場価格は労働に対する需要と供給に規定される。労働供給は人口の関数であり、労働需要は資本蓄積に依存し、資本蓄積は労働の生産力に依存する。資本蓄積の速度は「社会の異なる段階」で異なるが、「労働の生産力は一般に肥沃な土地が豊富にあるときに最大である」（強調は引用者）。資本蓄積力は労働の生産力を介して土地の肥沃度に規定される。

「社会の異なる段階」とは肥沃な土地の（人口に比した相対的）大きさの別様の表現である。それは、「新植民地」では——「文明のはるかに進んだ国々」（＝旧国）の技術と知識が導入されれば——資本蓄積は急速だが、人口増加に伴って「より劣質の土地が耕作されるのに比例して」資本蓄積力が低下するとされていることから明らかである。すなわち、もっとも有利な事情の下では生産力は人口増加力よりも大きい。しかしながら、そうした状態は「それほど長くは続かない」。そして資本蓄積力と人口増加力の大小が、労働の市場価格がその自然価格を上回りうる程度・期間に影響することを通じて、労働者の生活状態を左右する（I, p.98）。

ここから、肥沃な土地が豊富な新国においても、また収穫逓減が作用し肥沃な土地が相対的に減少している旧国においてもともに貧困は存在するが、貧困の原因はそれぞれ異なり、その

ために貧困の救済策が異なる、という結論が導き出される。

「肥沃な土地が豊富にあるが、住民の無知、怠惰、そして野蛮のために欠乏と飢餓のあらゆる害悪にさらされ、また人口が生存手段を圧迫していると言われている国々では、原産物の供給率低下のために、過密人口のあらゆる害悪を経験している定住久しい国々において必要とされるものとはきわめて異なった救済策が適用されるべきである。」——つづいて第2版(1819年)以降削除された次の文章が来る——「一方〔=肥沃な土地が豊富にある新国〕の場合には、困窮は人々の無為に由来する。彼らがもっと幸福になるためには、努力 exertion への刺激が必要なだけである。努力がなされれば、生産力は依然として大きいから、人口のどんな増加も大きすぎることはありえない」(I, p.99; 1st ed., p.100. 引用文①と記す)。——以下につづく引用部分は第2版以降も変更はない——「他方〔=定住久しい旧国〕の場合には、人口はその維持に必要な基金よりも急速に増加する。どんな勤労の努力も、人口増加率の減少を伴わない限り、生産が人口と歩調を合わせることはありえないから、害悪を増すだけであろう」(I, p.99)。

つづいて、肥沃な土地が豊富にある国(新国)の例をあげて、そこでの貧困に関して以下のように論じられる。長文であるが、第2版以降全文削除された箇所であり引用する。

「ヨーロッパの幾つかの国々とアジアの多くの国々では、南海諸島〔スペイン領中南米諸島⁴³⁾〕と同じように人々は困窮しているが、それは悪政 vicious government もしくは怠惰の習慣 habits of indolence に由来する。そのために彼らは、欠乏に対する保証はないにしても、豊富な食料と必需品をもたらすために適度な努力をするよりも、現在の安易と無為を優先している。彼らの人口を減らしてみてもなんらの救済も得られないであろう。なぜならば〔人口減と〕同じ割合で、もしくはそれ以上の割合でさえ、生産物が減少するだろうからである。ポーランドとアイルランドが被っている害悪は、南海諸島で経験されているものと同種のものである。この害悪の救済策は努力を刺激し、新たな欲望を創造し、そして新たな嗜好を植え付けることである。というのはこれらの国々は、〔収穫逡減による〕生産率減少のために資本の増進が人口の増進よりも必然的に緩慢になるのに先立って、はるかに多額の資

43) リカードウは、メキシコ周辺のスペイン植民地を主な対象とした A. フンボルト『ニュー・スペイン王国政治論』(Alexander Humboldt, *Political Essay on the Kingdom of New Spain*, translated by John Black, 1811) のノートをとっている (X, p.394)。ちなみにマルサス『人口論』第1編5章「南洋諸島における人口抑制」の対象は、主にクック船長 (J. Cook) の旅行記に依拠して、ニュー・ギニア、ニュー・カレドニア、タヒチをはじめ太平洋の南洋諸島である。そこでの人口抑制策は乱交、嬰兒殺し、戦争である。

本を蓄積しなければならないからである。アイルランド人は自らの欲望を充たすのが容易なために、彼らの時間の大部分を怠惰に過ごすことが許されている。人口が減少してもこの害悪は増加するであろう。なぜならば〔人口減少で〕賃金は上昇し、それゆえに、労働者は彼らの労働のさらに少ない部分と交換に、彼らのつつましやかな欲望が必要とするものすべてを手に入れることができるからである。

アイルランド人労働者に、イギリス人労働者にとっては習慣的に不可欠なものとなっている慰安品と享楽品とに対する嗜好を与えよ。そうすればアイルランド人労働者は、それらを取得できるようにもっと多くの彼の時間を喜んで勤労に捧げるであろう。〔そうなれば〕現在生産されている食料がすべて取得されるだけでなく、現在はこの国で雇用されていない労働が他の諸商品の生産に向けられて、莫大な追加価値が取得されるであろう」(I, p.101; 1st ed., pp.100-02. 引用文②と記す)⁴⁴⁾。

引用文②で留意すべきは、アイルランド、ポーランド、そして南海諸島の人々の貧困は、「悪政もしくは怠惰の習慣」に由来するとされながらも、「悪政」には触れないで「怠惰の習慣」に議論が集中している点である。「悪政」の内容はその歴史的環境と経路によって異なるはずであるが、「悪政」の是正を脇におけば、アイルランド労働者にイングランド人並みの「慰安品と享楽品とに対する嗜好」——食料、必需品は除外されている——を植え付ければ、彼らはより勤勉になり「莫大な追加価値」が生産される、ということになる。肥沃な土地が豊富にあるにもかかわらず貧困が存在するのは資本不足に起因するはずであるが、ここでは資本不足の原因が労働者の「怠惰の習慣」に集約されている。「悪政」を脇におき「怠惰の習慣」を困窮の共通の原因に絞り込めば、アイルランドに限らず、ポーランド、さらには南海諸島の人々にイングランド並みの嗜好を植え付ければ、同じ結果になることになろう。

なにゆえにアイルランド、ポーランド、さらには南海諸島までを一括して、これら住民の貧困に対する救済策が論じられるのか？ それは、リカードウが肥沃な土地の多寡を基準にして貧困の救済策が異なると結論したうえで、アイルランド、ポーランド、南海諸島を共通に肥沃

44) 『原理』初版でのこうした記述はここだけのものではない。リカードウはすでに1816年7月15日付のトラワ宛の手紙で、「アイルランドに必要な救済策はたんなる食料以外の他の品物に対する嗜好です。アイルランド人の活動を促し、彼らの余った時間をきわめて粗野な行為に費やす代わりに、彼ら自身の奢侈品を獲得させるように仕向ける刺激があるなら、推奨できる他のどんな方策よりも、彼らの国の文明と繁栄にいつそう貢献するでしょう」(VII, pp.48-49)、と記していた。またリカードウは『原理』初版出版(1817年4月)後にも、マルサス宛の手紙(1817年9月4日付)で、アイルランドの貧困の原因と同じ原因がニュー・スペインでも存在するとして、フンボルト『ニュー・スペイン王国政治論』に言及してこう記している。すなわち、ニュー・スペインの「土地ではきわめてわずかな労働で非常に大量のパナナ、マニオク〔キャッサバ〕、ジャガイモ、小麦がとれ、人々は奢侈品の嗜好がなく、食料が潤沢なため怠惰にすぎず特権もっています」(VII, p.184)、と。

な土地が豊富にある新国と分類し、しかも資本不足の原因が共通に住民の怠惰の習慣にあると判断しているからである。

「肥沃な土地が豊富にある」新国では旧国とは異なった救済策、すなわち資本蓄積増進のために、労働者が勤労、努力を増すべく新たな欲望の植え付けが求められる。これに対して、「定住久しい国」=旧国では肥沃な土地は相対的に減少し収穫逡減が生じているから、人口増加率は生存手段増加率よりも大きく、貧困の救済策としては人口増加率の減少が優先される。このため人口増加を奨励する救貧法の（ただし漸次的）廃止が提言される。

こうしてみると、「社会の異なる段階」で貧困の救済策が異なるのは、肥沃な土地の多寡=資本蓄積力が異なるという一点に集約されることになる。とすれば、アイルランドであろうが、ポーランドであろうが、さらには南海諸島であろうが、肥沃な土地が豊富にあるにもかかわらず人々が欠乏と飢餓にさらされているのは、彼らの時間の大部分を無為にすごしてもつつまじやかな欲望の充足が可能のために、人々が勤労の努力をせず、肥沃な土地が本来もたらすはずの十分な資本蓄積が実現していないからである。人々の欲望を拡張して、拡張した欲望の充足のために彼らが勤労の努力を強めるようになれば、肥沃な土地が豊富にあつて資本蓄積力は大きいことから、どんな人口増加=労働供給増加をも上回る資本蓄積=労働需要が生まれ、労働の市場価格は拡張した欲望に基づいて上昇した労働の自然価格をも一定期間上回る、というわけである。

さて引用文①②が削除されたのは、『全集』の編者スラッフアが注釈したように、ダブリン出身の政論家ジョージ・エンサーが『諸国民の人口に関する研究：マルサス『人口論』への論駁を含む』（George Ensor, *An Inquiry concerning the Population of Nations: containing a Refutation of Mr. Malthus's Essay on Population*, London, 1818. 以下本書からの参照箇所は本文中に記す）で行った『原理』初版への批判に対処した結果であった⁴⁵⁾。エンサーは、貧困の救済策として悪政を脇においたうえで勤労の努力を強調するリカードウの議論の弱点を鋭く突いた。

リカードウを名指ししてはいないが、肥沃な土地にもかかわらず住民の怠惰によって貧困が存在するという議論に対するエンサーの直截な反論は、「土壌の肥沃さ、温暖な気候の影響、好都合な環境が怠惰と無精をもたらすと想像するのはまったく馬鹿げている」、「土壌と気候が悪くても、自由は生活を容易にするであろう——土壌が良好で気候が温和であっても、失政の下で人々が悲惨な状態にあれば、ほとんど意味がない」（pp.494-95）という言葉に見ることが

45) マルサスのアイルランド論の問題点とエンサーのマルサス批判の論点を指摘した優れた研究に佐藤有史「マルサスとアイルランド」（『湘南工科大学紀要』39巻1号、2005年）がある。佐藤はマルサスとリカードウのアイルランド問題に対する対応のちがいを強調する。本稿は、アイルランドの貧困の原因として「怠惰」ではなく「悪政」を強調した『原理』第2版での改訂にもかかわらず、初版以降維持された肥沃な土地の多寡によって貧困の救済策は異なるという、リカードウの基本の論理が持つ意味と限界を考えてみたい。

できる⁴⁶⁾。

アイルランド合同法（1801年）に反対しその廃止を訴えたエンサーは、マルサス人口論とそれに依拠する救済策のアイルランドへの適用とを、本書全体を通して口を極めて——「マルサス氏のインチキ政策」！（p.265）——批判した。エンサーは『原理』での引用文②を取り上げ、「マルサス氏が『人口論』でスペイン人とアイルランド人を獣 brutes に分類したように、リカードウ氏はポーランド人とアイルランド人を南海諸島の野蛮人 savages 同然に置いた」と批判した（p.264）⁴⁷⁾。ただし以下に見るように、リカードウに対するエンサーの批判の論調は、マルサスへのそれに比べると抑制的である。

エンサーはマルサスを——またマルサスに同調するウェイランド（J. Weyland）を——批判する。彼らは、アイルランドの貧困に対する特效薬としてジャガイモに代えてパンを人々の日常食にすることを主張した。面積当たりの収穫の多いジャガイモはアイルランド農民の怠惰を促し、人口増殖を刺激すると考えられたからである。彼らによってジャガイモが「生贅」にされた⁴⁸⁾。実際には「ジャガイモがヨーロッパで栽培される前から、アイルランド人は悲惨だった」（p.266）にもかかわらず。

この点ではリカードウは「彼らほど愚かではない」。ジャガイモより高価な小麦の必需品化は賃金を引き上げて利潤を減らすことが彼の利潤論の基本であるから、リカードウは「新たな欲望を刺激して、アイルランド人の汚名を着せられた習慣的な怠惰を打ち消すべく彼らの生活

46) のちに、J. S. ミルも『経済学原理』第2編9章でエンサーと同趣旨の言葉を記すことになる。「社会的道徳的な要因が人間精神に及ぼす影響についての考察を回避する低俗なやり方のうちで、最悪なのは人間の行為や性格の差異を固有の自然的差異に帰する方法である。慎慮や努力からはなんの利益も引き出せないような状況に置かれている場合に、怠惰にも無頓着にもならない種族があるだろうか」。J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, 1848, *Collected Works of J. S. Mill*, 1965, vol.II, p.319. 末永茂喜訳『経済学原理』2, 岩波文庫, 240ページ。

47) マルサス『人口論』第2版（1806年）では「アイルランド、スペイン、そして多くの南方諸国のように、人々が結果を考えずに獣のように子孫を繁殖させるほど墮落した状態にあるとすれば……」と表現された。ただし第5版（1817年）では、「獣」という表現はなくなった。Malthus, *Population*, vol.II, p.147, 訳594ページ。

48) マルサス『人口論』の言葉：「ジャガイモの使用拡大が前世紀の間に人口のきわめて急速な増加を可能にした」。「この栄養に富む根菜が低廉であること、狭い土地でも平年にはジャガイモ耕作で一家の食料を生産できることが、目先の最低生活以外のなんの見通しも持たずに気持ちの赴くままにさせてきた無知と野蛮〔第6版1826年では「野蛮」は「みじめな状態」と変更〕と相まって結婚を刺激し、人口はこの国の産業と現有資源をはるかに上回って増加した」。Malthus, *Population*, vol.I, pp.291-92, 訳319-20ページ。

だが実際には、18世紀以降のアイルランドでの輸出向け穀作農業の進展は、地力回復作物としてのジャガイモ栽培の拡大を組み込んでいた。上野・森・勝田編『アイルランド史』山川出版社、2018年、第6章（齋藤英里執筆）を参照。松尾太郎は、アイルランドからの穀物輸出増大が、アイルランド農民の主食が穀物からジャガイモへ転換したのと並行して進んだ事実に着目していた（『近代イギリス国際経済政策史研究』法政大学出版局、1973年、230ページ）。

の安易さを正す」ことを一般的に提案するにとどまった。だが、「アイルランド人労働者に、イギリス人労働者の慰安品と享楽品とに対する嗜好を与えよ」というリカードウの主張に対しては、エンサーは「どのようにしてこうした嗜好をアイルランド労働者に呼び起こすのか？彼らはほかの人類とはちがって、窮乏を選択しているとしても想像しているのか？」と厳しく反論した。エンサーはこう続ける。結局リカードウは、アイルランドの貧困に対するマルサスの特効薬（＝ジャガイモから小麦パンへ）の不備の故に、「特別の救済策」を提案することを差し控えた。だが「こうした嗜好をいかにして刺激するのかの示唆を与えることができない」（pp.264-65. 強調は原文）。

エンサーは、イギリスによるアイルランド支配がもたらした悪政——不在地主、カトリック農民に課せられた十分の一税（p.82）、搾出地代（p.288）、財産の不平等な分配、平等で真正な法律の欠如（p.355）——がアイルランド人の貧困の根本原因だと主張する。ところが、マルサスとウェイルランドは「統治、法律、司法、財産の状態、十分の一税、借地などに関してなにもふれていない」（p.266）。「アイルランドは人口過剰 overpeopled ではなく、統治の不備 undergoverned にあるのだ」（p.294）。「アイルランドに善政と自治を与えよ、人々に自分の労働の成果を享受させよ、そうすればあらゆる慰安品を享受しようという彼らの性向は彼らの意識と同じく確実である」（p.292）。

「アイルランド人がジャガイモを食べているのはこの2世紀間だけである。だが何世紀にもわたって、アイルランド人は大ブリテンの虐政下にあった。すべての被抑圧国民がそうであるように、なにを食べていようと彼らは悲惨であった」（p.261）というのが、エンサーの主張の基本であった。

リカードウが、アイルランドとともに、貧困の原因を労働者の怠惰に求めたポーランドに関しても、エンサーは的確にこう指摘した。「ポーランドは貧困であるから農業国である、ポーランドは悪政下にあるから貧困である」、ポーランドでは穀物は食用ではなく販売用である。「土地は農奴によって耕され、彼らが必需品として受け取るべきものは領主によって強奪されて、外国の奢侈品と交換される」（p.188）、また「ポーランドはオランダ人を養うために多くの穀物を生産する。そしてポーランドや他の農業国はオランダが十分に供給されているときに食料に事欠いた」（p.440）。

エンサーの批判を受けてリカードウは、『原理』第2版では上記引用文②を削除し、以下の長い文章に置き換えた。

「人口が生存手段を圧迫しているときには、唯一の救済策は人口の減少か、より急速な資本の蓄積かのいずれかである。すべての肥沃な土地がすでに耕作されている富国では、後の救済策はあまり効果があるわけでもないし望ましくもない。なぜならば、もしそれが過度に進められるならば、すべての階級を一様に貧しくする結果になるだろうからである。しかし

肥沃な土地が未耕のために豊富な生産手段が蓄えられている貧国では、それ〔急速な資本の蓄積〕は害悪を取り除く唯一の安全で有効な手段である、とくにそれはすべての階級の人々を向上させる結果をもつであろうから。 / 人道の友としては、すべての国で労働階級が慰安品や享楽品に対して嗜好をもつべきであり、それらを得ようとする彼らの努力が、あらゆる合法的手段によって刺激されるべきである。過剰人口を防ぐには、これよりも良い保障はありえない」(I, pp.100-01. 強調は引用者。引用文③と記す)。

こうして『原理』2版第5章では、イギリスの労働者は彼の賃金が(アイルランド労働者の貧困の代名詞とされた)「ジャガイモ」と「泥小屋」しか得られなければ、それは労働の自然率以下だとみなすという個所(I, p.97)は残ったものの、アイルランドという言葉は消え去った。また『原理』全体でもアイルランドを明示する個所はなくなった。

また引用文①の、困窮の原因を人々の「無為」に求め、「努力への刺激」をその解決策とした部分は、第2版では「一方〔=新国〕の場合には、害悪は悪政、財産の不安定、そしてすべての階級の人々における教育の欠如に由来する。より幸福な状態になるためには、彼らはよりよく統治されよりよく教育されることを要するのみである。というのは人口増加を超える資本の増加がその必然的結果であろうからである」(I, p.99)という文章に置き換えられた。困窮の原因は、「悪政」「財産の不安定」「教育の欠如」という制度上の不備に求められた。人々の「無為」という性癖は免罪された。豊かな土地の存在にもかかわらず、制度上の不備が資本蓄積を阻害している。しかし合わせて「人道の友としては、すべての国で労働階級が慰安品や享楽品に対して嗜好をもつべき」とされることで、新国では勤労の努力の効果を、旧国では人口抑制の効果を期待して、慰安品・享楽品への嗜好喚起の意義が——普遍的に——強調された。

リカードウは『原理』2版でのこうした改訂について、J. ミル宛の手紙(1818年11月23日付)で、エンサーが批判した個所を検討して自分の意見の正しさに疑問が生じたので、「いくつかの貧国が被る害悪を悪政、財産の不安定、あらゆる階級の教育の欠如に起因すると変更しました。アイルランドの名はあげないで一般的に語りました。〔この変更で〕この先の彼の非難を封じることを望みます」(VII, p.334. 強調は引用者)と記した。

こうしてアイルランドに関しては(またポーランド、南海諸島についても)、貧困の原因を「無為」「怠惰」に帰すという趣旨は『原理』2版から消去された。またリカードウはトラワ宛の手紙(1822年1月25日付)でも、小農場と小借地を廃止し小屋住農 cottar の賃金労働者への転換を説くトラワに対して、小農場と小借地はアイルランドの害悪の原因ではなくその結果であり、「アイルランドの害悪は、私の心底信じるところでは、誤った統治から生じています」(IX, p.153)と記した。

しかしながら、「肥沃な土地が豊富にあるが、住民の無知、怠惰、そして野蛮のために欠乏と飢餓のあらゆる害悪にさらされ、また人口が生存手段を圧迫していると言われている国々で

は、原生産物の供給率低下のために、過密人口のあらゆる害悪を経験している定住久しい国々において必要とされるものとはきわめて異なった救済策が適用されるべきである」という文章は第2版でもそのまま残された。「無知、怠惰、野蛮」が「欠乏と飢餓」をもたらすことは——この文脈では、アイルランドなど特定国を指す言葉はないものの——否定されたわけではなかった。「肥沃な土地が豊富にある」にもかかわらず資本蓄積が阻害され、なぜ住民が「無知、怠惰、野蛮」の状態にあり、その結果「欠乏と飢餓」が存在するのは、それぞれの国の貧困の個別事情の歴史的検討がなければ解明されない。その原因を「悪政、財産の不安定、あらゆる階級の教育の欠如」という言葉に集約しても、その解決のためには「悪政、財産の不安定、教育の欠如」の具体的内実が明らかにされる必要があった。しかしながら『原理』ではこの課題は論じ尽くせるものではなかった。

しかも第2版では、引用文③にあるように「富国」「貧国」という言葉が使われた。『原理』初版で「富国」「貧国」という言葉が使われるのは、第26章「富国と貧国における金、穀物および労働の相対価値について」においてのみであり、この章の表題は直接の対象とした『国富論』での議論に誘発されたものである。リカードウはこの章で、「食料供給の困難が増すために富国は貧国と同一比率での人口増加を妨げられる、ということほど経済学においてよく確立された論点はない」(I, p.373; 1st ed., p.528)と記した。リカードウにあっては、旧国と富国、新国と貧国は取り換え可能な言葉であった。しかし第2版第5章で富国、貧国という言葉を使うことで、そこでの議論を富国における貧困と貧国における貧困との共通の——その効果としては、人口抑制か急速な資本蓄積かの違いはあるにせよ——救済策に集約する礎石が据えられた。その回答が、「人道の友として」は、合法的手段によって「すべての国」で労働階級の慰安品・享楽品への嗜好を刺激するべき、という言葉であった。

2版以降もリカードウは、アイルランドを「新国」とみなしている。リカードウは、F. プレイス『人口原理の例証と証明』(F. Place, *Illustrations and Proofs of the Principles of Population*, London, 1822)の草稿の検討を依頼された返信(1821年9月9日付)で、人口が生存手段を圧迫し過密人口の害悪を経験している「すべての旧国」「すべての定住久しい国」という表現がアイルランドに適用されていることに反対し、「アイルランドは事実において、旧国ではなく新国の境遇にある」(IX, p.56)と記した。アイルランドは、「無知、怠惰、野蛮」のためではなく「悪政」「誤った統治」のために人口が生存手段を圧迫し欠乏と飢餓にさらされているが、それでも肥沃な土地が豊富にある「新国」なのであった。

アイルランドに関するこうした認識は、『農業保護論』でのアイルランドからの小麦輸入増加への注目にも窺うことができる。リカードウは、1819年以降の穀物価格低落の原因として、豊作の連続、戦争中の耕作拡張とともに、「アイルランドからの輸入増加」を挙げた⁴⁹⁾。1821

49) 「われわれはわが国の港を開いてアイルランドから安い穀物を無制限に輸入しました」(1822年2月8日付マカロック宛の手紙。IX, p.158)。アイルランド穀物の輸入制限は1806年に廃止された。マル

年農業不況委員会の資料によれば、アイルランドからの小麦輸入は1818年（1月5日に終わる年次）50,842クォータから年々増加し21年（同）には351,871クォータと7倍に達し、1821年の1月5日から3か月の間ではさらに増加の度を増している。小麦粉換算分を加えれば、1821年（同）では約41万クォータである（VI, p.260）。これは1821年（同）の小麦輸入総量996,478クォータの約40%にあたる⁵⁰⁾。

この背景には、18世紀末のアイルランド議会での穀物輸出奨励金と輸入関税制定、さらには合邦後のアイルランド産穀物輸入の自由化（1806年）とともにすすんだアイルランドでの穀作の拡大があった。穀作拡大には労働投入増加と地力回復作物導入が必要であり、自家消費用のジャガイモ耕作を担う小屋住農の増大がそれを可能にした⁵¹⁾。

急速に小麦輸出を増すアイルランドは、肥沃な土地が豊富にある「新国」の要件を充たしていた。

リカードウは、アイルランド・カトリック教徒解放法案の上院での否決（cf. VIII, p.371）を受けて、トラワ宛の手紙（1821年4月21日付）でこう述べた。公正な立法によってアイルランドの資源が開発され資本の安全が保証されれば、大量の資本が必ず使用されるでしょう。イギリスの地主はポーランド、ロシア、アメリカ穀物との競争を警戒しますが、アイルランドは今後もっとも恐るべき競争相手になります。「アイルランドの耕作は引き続き同一歩調で増大しており、今後も長年にわたりそうなることを私は疑いません。イングランドであるように首尾よく普及した耕作の改良があつた国に導入されれば、その影響は穀物価格の上に、またイギリスの土地所有者の利害の上に、とりわけはっきりと表れるにちがひありません」（VIII, p.369）。

クスはこう記した。「イギリスの穀物法は、イギリスへのアイルランド小麦の輸出に、ある程度までの独占権を与えた」。『マルクス・エンゲルス全集』第16巻、1867年アイルランド問題講演のための下書き、443-44ページ。

50) *BPP, Agricultural Report of 1821, op. cit.*, p.391. その後アイルランドからの小麦・小麦粉輸入は1830年代後半まで高い水準を維持し、1833年には84万4,000クォータの最高値（総輸入の72%）を記録する。イギリスでは主に飼料用に使われるオート麦のアイルランドからの輸入量は、1819年に100万クォータを超え、20～30年代には200万クォータに達し、イギリスのオート麦輸入の大半をアイルランドが賄うことになる。B. R. Michell, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge University Press, 1962, pp.95, 96. 畜産を含めた全農業生産品目中アイルランドでのオート麦生産額（時価）は、1840-45年においても小麦をしのぎ、ジャガイモに次ぐ地位を占めていた。C. Ó Gráda, *Ireland before and after the Famine*, Manchester University Press, 2nd ed., 1993, p.57.

51) 上野他編『アイルランド史』第5章（勝田俊輔筆）；C. Ó Gráda, *The Great Irish Famine*, Cambridge University Press, 1995, pp.19-20. しかも彼らが飼育する豚の飼料はジャガイモでもあった。M. ロングフィールドは、ジャガイモ自体の保存は困難で輸出もできないが、それを飼料にすることで豚・ベーコンとして輸出可能である、と記した。「ジャガイモは、豚を製造する原材料とみなしうる」。Mountifort Longfield, *Lectures on Political Economy*, Dublin, 1834, p.250. 1840年代初頭では、ジャガイモ生産量の1/2が飼料とされたという。W. E. Vaughan ed., *A New History of Ireland*, vol. V, Oxford, 1989, chap. 5 (written by C. Ó Gráda), p.112.

と。「新国」アイルランドで耕作の改良が進めば、穀物生産の増大は十分に期待できた。

だがアイルランドでは、対仏戦争後の穀類・羊毛などの価格低下で地代支払いが滞るとともに、十分の一税の賦課が小農民の自給食料であるジャガイモ収穫へ及ぶ例が見られる中、地代をめぐる地主と農民の間の対立に加えて、教区牧師と農民の間の不和もが助長されていた。ここにはアイルランドの特殊な状況が反映していた。

イングランドでは十分の一税は農業資本家が負担するのに対し、アイルランドでは地主から借地する——きわめて多数にのぼり、この点で税の徴収に困難が伴う、しかもカトリックの——小農民が主に負担していた。1823年5月16日に、アイルランド十分の一税改革（composition：査定と支払の恣意性・不確実性の除去）法案が提案された。カトリック農業者に対しても国教会向け拠出を強いる十分の一税改革提案は、十分の一税支払者の多数が教区委員会に代表されず、しかも税査定者が現行より1/3引き上げる権限を持つ点で問題を有するものであり（D. Browne 議員の発言）、むしろアイルランド農民の不満を助長するという批判もなされた。こうした中で、提案者アイルランド総督グルバーン（H. Gourburn）は提案が問題を完全に解決するものではないにせよ、その一歩前進を主張した⁵²⁾。

リカードウは1823年5月30日の演説で、その改革がなされないイングランドには相対的に不利になる点をとらえて、「それはアイルランドの農業者が穀物を安く栽培するのを可能にし、アイルランド産穀物に対して保護関税が課されなければ、イングランド市場を供給過剰にし、イングランドの生産者を破滅させるかもしれない」（V, p.304）と発言した。

リカードウのこの演説は、カトリック農民にとって懸案の十分の一税改革という問題の本筋から外れたものと理解された。グルバーンは「アイルランド産農産物への相殺関税賦課」がリカードウの言うように正当化されるのならば、「アイルランドのみならずわが国の様々な地域においてもこうした税を課すことになる」とリカードウを批判した⁵³⁾。収録された発言が短いせいもあり、リカードウの演説の本意には明確でないところもある。リカードウは自らの議会演説の内容が正しく報道されていないことに不満をもらしていた（1822年3月5日付トラワ宛の手紙。IX, p.175）。だが、アイルランドでの穀物生産の可能性を高く評価した彼の認識を逆に示していることは明らかである。

1822年にはジャガイモ不作が南部ならびに西部（マンスター、コノート）諸州で飢饉をもたらし、現に南部地域では十分の一税に反対する農民反乱を生んでいた。アイルランド選出議員

52) *Parliamentary Debates*, House of Commons, vol. 9, 16 June 1823, cc. 369-70; *Ibid.*, 6 June 1823, c. 803. なおリカードウは、6月16日には「いかなる事情においても聖職者の権利を正確に固定することは不可能である」と演説している。*Ibid.*, 16 June 1823, c. 992; 勝田俊輔『真夜中の立法者キャプテン・ロック』山川出版社、2009年、145ページ。

53) *PD*, HC, vol. 9, 30 May 1823, c. 606; V, p.304. リカードウはそこで、十分の一税改革の査定基準を、3年ごと・過去3年間の穀物の平均価格に基づいて定めることを主張した。*Ibid.*, 6 June 1823, c. 808; V, p.304.

としてリカードウは、〈豊かな土地における欠乏〉と称すべきアイルランドの貧困について現実的に関与することになる。リカードウは『原理』2版での「悪政、財産の不安定、あらゆる階級の教育の欠如」といった一般的な貧困の原因をさらに具体的に追及する必要に迫られた。

南部地域での農民反乱に対して、議会では人身保護令の停止と暴動鎮圧法が審議されていた。またJ.ヒューム（Joseph Hume）議員は演説（1822年2月7日）でアイルランド十分の一税制度ならびに教会財産に関する調査委員会設置を提案していた。同年6月19日にはヒュームは、アイルランドでの過大な教会財産の弊害を訴え、アイルランド全土の2/11が教会財産であり、残りの9/11の内の大きな部分が十分の一税の対象であると指摘していた。農産物価格と地代が低下しているのに、アイルランドでは十分の一税が増加した例が多く見られ、それが農民反乱の原因とされた⁵⁴⁾。

リカードウはアイルランド十分の一税制度に対するヒュームの議会での批判に関連して、十分の一税制度は「きわめて込み入った問題」であり、「あらゆる種類の悪弊」が議会で論じられることを評価し、トラワへの手紙（1822年1月15日付。IX, pp.153-54）でこう述べた。「それが有能な人の活動を促し、国民は自分たちの真の利害について啓発されます。これが政府に反作用し、こうして悪弊は、わが国の現在の不完全な制度においてさえ、しばしば最終的に取り除かれる」と。宗教上の信条に対する社会的差別に反対し、自由な討論と出版の自由を擁護し、議会改革を唱えたいいわゆる「リカーディアン・ポリティクス」の核心的表現をここに見ることができる⁵⁵⁾。しかし「悪弊」の最終的な除去への道のりは遠かった。

リカードウも委員であったアイルランド貧民雇用特別委員会報告（1823年。以下貧民雇用委員会と記す）は、1822年の小麦・オート麦収穫は順調で、アイルランド困窮地域から大きな穀物輸出があったことを指摘し、「南部ならびに西部地域の住民は現に欠乏に苦しんでいたが、他方で、食料余剰の保持という異例の状態を呈していた。……したがって1822年の惨禍は食料自体の不足から生じたというよりも、それを購入する十分な手段の不足から、換言すれば、利益をもたらす雇用の不足から生じていた」と記していた。農民の窮乏の根本原因は、「農民〔の生存〕が自分自身の生産する食料に全面的に依存している」こと、すなわち「ジャガイモ収穫の大きな変動と不確実さ」に求められた⁵⁶⁾。

54) Black, *Economic Thought and the Irish Question*, p.206; G. Ensor, *An Address to the People of Ireland, on the Degradation and Misery of their Country*, reprinted from Dublin Morning Post, 1822, p. 4; State of Ireland, *PD, HC*, 7 February 1822, vol. 6, c. 136: Tithes, and the Church Establishment in Ireland, *PD, HC*, 19 June 1822, vol. 7, cc. 1151, 1153, 1163.

55) Cf. M. Milgate and S. C. Stimson, *Ricardian Politics*, Princeton University Press, 1991, pp.83ff. Cf. V, pp.324-30.

56) *Report from the Select Committee on the Employment of the Poor in Ireland*, 16 July 1823, pp. 4-5. アイルランドではジャガイモは不作だが穀類の収穫は良好であると、幾人もの委員会証言者が異口同音に述べていた (pp.13, 67, 158)。

リカードウは、アイルランド在住の女性作家マライア・エッジワース (Marie Edeworth) と1822年6月からほぼ1年間、何通もの手紙のやり取りをしている。話題の中心はジャガイモであった。1822年12月13日付のエッジワース宛の手紙でリカードウは、「ジャガイモ〔主食化〕に賛成か反対か」という彼女の提起した問題にこう返答した。すなわち、ジャガイモの主食化がアイルランド小屋住農の怠惰を生んでいるというマルサスたちの主張に対する彼女の反論に関して、ジャガイモに限らず主食がきわめて安価な場合には怠惰を生む傾向があるが、それはジャガイモに限らない、と。

リカードウは、収穫逡減を小麦と同じくジャガイモにも適用する。「ジャガイモが非常に安価であり続ける間はその〔=安価が怠惰を生む〕傾向をもつでしょう。しかし時〔=収穫逡減が働きます〕とともになぜジャガイモが小麦と同じく高価にならないのか私にはわかりません」。主食の如何を問わず、新国で主食が非常に安価な場合には怠惰を生む傾向があるが、ジャガイモであっても旧国化とともにその価格は上昇する、もちろんジャガイモの場合には収穫逡減の作用は緩慢であり、小麦よりも人口扶養力は大きい。良好な統治の下でなら、ジャガイモを主食にした場合でも、小麦が主食の場合の何倍もの数の「勤勉で幸福な人々」を持つことが可能である。「良い政治は人々の食物には左右されません」。しかし結局のところリカードウは、ジャガイモ収穫の不安定性を理由に、一国人口のジャガイモ主食化は「悪だとみなす見解につねに傾いています」と結論した (IX, pp.237-39. cf. IX, pp.258-59)。

ジャガイモ収穫の不安定は新国旧国を問わず理論的には想定しえた。1823年1月11日付エッジワース宛の手紙でリカードウはこう記した。賃金の自然価格は、階級としての労働者維持に必要な食料、必需品、便宜品の価格に依存する。主食が安価なジャガイモであれば、賃金はその低い価値によって規制されるので、「ジャガイモが不作の時には人々はより高価な食物〔=小麦〕を買う手段をもたない」という議論は決定的な意味をもつ。「ジャガイモによって規制される賃金」は、小麦がどんなに豊作であっても、「この穀粒を買うにはけっして十分ではない」、と。エッジワースの問題提起に引きずられたが故にやむを得ないにせよ、この結論だけをとらえれば、エンサンの批判したマルサスらのジャガイモに代わるパンの主食化論と同じことになってしまう。むしろ問われるべきは、何故にアイルランド農民の主食がジャガイモになったのか、であろう。それは、肥沃な土地が豊富な新国アイルランドでの貧困の存在の歴史的経路を問うことであった。

この手紙でリカードウはさらにこう続ける。アイルランドを含めすべての国の人々の幸福に対する大きな障害は「下層階級の無思慮」であり、この中には「マルサスが実に見事に論じた早期で無思慮な結婚」が含まれる。「人身と財産に迅速な保護を与え、禁止行為には即刻の罰をもって臨み、またすべての階級の人々が知識を得るのをもっとも大きく奨励するような、そうした法律」によって、労働階級自らが慎慮を獲得すれば、「私たちは手の届く範囲のすべての善をほとんど達成しうる」と、「良き法律と良き統治」の重要性が繰り返された (IX,

pp.258-261)。しかしそれは、『原理』2版以降強調された「悪政、財産の不安定、教育の欠如」といった制度上の問題を改めて——一般的に——論じたものに留まった。

1823年5月2日付けのリカードウからのエッジワース宛手紙は、アイルランドでの悪政の由来に対峙することの困難を露呈するものであった。リカードウは、スコットランドと対比する形で、アイルランドの悪政を正すことの困難を強い調子でこう記した。

「あなたの騒がしい国民 *restless nation* は議会でわれわれに多大な難儀を与えています。あなた方をどう御せばよいのか、またあなた方に平和と秩序と善政という祝福を与えるにはどういう方策をとればよいのかは、われわれの最上の部類の人でさえ分かりません。あなた方は普通的手段で改善できる状態にはまずないほど長く悪政の下にあります。抑圧と過酷ではほとんど役に立たないことが分かっています、今や寛容と親切と和解の体系が試みられることを私は望みます。もしこの体系が成功しないのなら、われわれがあなた方を全面的に見捨ててしまうことを私は望みます——あなた方なしでもわれわれは十分うまくやっています——われわれにとってあなた方は大きな負担であり、われわれが自分たちの政治を大きく改善することを妨げています、あなた方に係わることでわれわれの時間のすべてがとられていますから——」(IX, pp.295-96)。

リカードウは1822年5月16日の議会演説で、不在地主への課税請願に関して発言していた。この請願はアイルランド不在地主を直接に対象とするものではなく、大陸各都市に居住する英国人を対象として出されたものであったが、当然のことながらアイルランド不在地主にも言及がなされた。ある発言者(D. Browne 議員)はアイルランドの財産所有者の半分を不在地主と見て、アイルランドの害悪の要因として不在地主制度を厳しく批判した。リカードウは「不在地主の財産もしくは所得に対する課税は、彼ら個人のみならず彼らの資本をも〔国外へ〕持ち去るよう直接に促す」という理由でこの請願を批判した。「現在とはともかくもわれわれは彼らの資本を〔イングランド国内に〕持っており、その資本は彼らが〔アイルランド〕国内にとどまる場合ほどではないにしても有用である」ことは確かなのであった。不在地主課税請願に反対した蔵相(F. J. ロビンソン)は、リカードウを名指して支持して、アイルランド不在地主のうちで「少なからずの数がイングランドに居住しており、したがって彼らは、帝国全般に賦課される税の負担分から逃れていない」と発言した⁵⁷⁾。

57) Absentees, *PD, HC, vol. 7, cc. 654-55, 658*. 当時、アイルランドの土地貴族の1/3が不在地主といわれた。Black, *Economic Thought and the Irish Question*, p.72. 不在地主のイングランドへの送金額は増加の一途をたどった。1779年にはヤング(A. Young)はそれを年73万ポンドと述べ、19世紀初頭にはニューアナム(T. Newenham)は年200万ポンド以上と記した。G. O'Brien, *Economic History of Ireland in the 18th Century*, 1st ed., 1918, reprinted in 1977, p.62. マルクスは、不在地主

不在地主のイングランドへの地代送金がアイルランド経済に与える影響に関しては——ブラックの研究が整理したように——マカロック (J. R. McCulloch) の『エディンバラ・レビュー』誌の論説「不在地主」(1825年)での、不在地主の送金自体は経済的には有害ではないとの結論が、古典派経済学の基本の考え方を代表している。その根拠は、イギリスへの送金はアイルランドからの輸出を増加させ、アイルランド国内での資源配分を変化させるものの、国内での所得ならびに雇用の純減少をもたらさない、すなわち、需要のシフトが物価水準もしくは正貨移動の変化を生むことなく地代送金を可能にする、ということであった。不在地主がアイルランド国内に居住しその地代分を国内で消費すれば、「国内市場での需要のこの増加は、外国市場でのまさに同額の需要の減少によってバランスされる」。国を貧しくするのは、「収入の外国への送金によってではなくて資本の外国への送金によってである」⁵⁸⁾、というのがマカロックの基本の主張であった。

リカードウの上の発言(1822年5月16日)には、不在地主の資本がアイルランド国内に留まる(イングランドへの送金がない)場合の方が有用であるとする論理も含まれていると解することもできるかもしれない。だがこの発言が、不在地主課税請願を封殺する側の役に立ったことも否定できない。しかもマカロックも認めたように、現在アイルランドにとってもっとも有利に地代送金を行える財貨は穀物をはじめ農産物であった。問題にすべきなのはジャガイモ不足で飢えに苦しむ小農民を脇において、不在地主への地代送金がイングランドへの穀物輸出の形をとって行われる、という現実であった。そしてその送金額は増加を続け、それに応じてイングランドへの小麦をはじめ穀物輸出が増加している、という現実である。

やはりブラックの研究が記したように、後に、スクロウプ (G. P. Scrope) は『経済学原理』(1833年)で、不在地主への送金が輸出増加という形で行われるとしても、アイルランドとイングランドでは輸出財のちがいが存在することを指摘した。イングランドの不在地主がその地代を外国に送金する場合には、それはイングランド工業品の輸出増加という形で行われ、地主の送金はイングランドでの工業品生産の増加、関連産業での雇用の増加という効果をもつ。ところが、アイルランドのように雇用が少なく住民が窮乏にさらされ、十分な食料が得られない国で地代送金が主に食料輸出増加という形で行われれば、直接的には、それは雇用を与え彼らの状態を改善するための手段を取り去ることを意味する。

問題は、食料輸出増加をもたらすための食料生産増加が、小農民の生産条件の向上につながる

への地代と抵当権者への利子支払い額は1834年には700万ポンド以上にのぼり、仲介借地人はこの額を土地改良や製造業には投資せず、「彼らの蓄積は全部イギリスへ投資するために送られた」と記した。『全集』第16巻、前掲、444ページ。

58) J. R. McCulloch, Absenteeism, *Edinburgh Review*, vol.43, Nov. 1825, pp.56-57, 60. 強調は原文。Black, *op. cit.*, Chap. 3.

る構造的仕組みが定着せず機能していないことにあった⁵⁹⁾。19世紀アイルランド経済についての新しい研究の流れは旧来の悲観論を大きく修正しているが、経済成長の成果の分配がきわめて不均等であったことも事実である。1830年代中葉においても、夏期のジャガイモ収穫の端境期 (hungry months) には、800万弱の人口中約 1/3 が極度の窮乏にあり援助の必要に迫られていた。アイルランドは「分裂した社会」の度を増していた⁶⁰⁾。

1823年6月に設置された貧民雇用委員会の委員に任命されたりカードウは、報告書印刷の直後にトラワ宛手紙(同年7月24日付け)で、アイルランド問題解決の——自らがくり返した「悪政」是正の——困難をこう率直に記した。

「アイルランドの人々の雇用のための、政府によるアイルランドへの資本の貸出は多くの人が愛好する案です。このような案に私は断固とした反対意見をもっており、私は必ず反対の主張をします。もしアイルランド〔選出〕の議員の大部分が彼らの思い通りにできるなら、われわれは大量の慈善的借款を供与するだけでなく、奨励金や割増金をもってあらゆる種類の製造業を奨励することになるでしょう。……アイルランド人は連合王国の他の住民とは異なり、彼ら自身の利害について共通の啓発された見解をもっていないように、私には思えません。彼らは熟考された投機がもたらす有利な結果を辛抱強く待つという観念を持ち合わせていません。……彼ら〔アイルランドの地主〕は借地人に勤労と蓄積の精神を奨励することが彼ら自身にもたらす利益を見ようとはしないばかりか、人々をあらゆる種類の圧迫に慣れた別の種類の生きものと考えているようです。——彼らは、現在のちっぽけな地代のために彼らの農場の分割を重ねる結果、借地人各人からはほんのわずかな地代しか受け取りませんが、それでもその総額はかなりの額になります。——彼らはこれらの地代をかき集めるために過酷な手段に訴えることを、またそれが引き起こす個人的苦悩をも意に介しません。アイルランドは圧迫された国です——イングランドによってではなくて、その内部で鉄の鞭をもって支配する貴族によってです。イングランドはかの国の弊害を矯めることもできますが、そのイングランド自身がかの国を治める徒党を恐れているのです」(IX, pp.313-14)。

貧民雇用委員会報告は、「貧窮と怠惰の習慣の是正」こそがもっとも重要であり、「勤労という自立精神を刺激し、農民に自助を促す」ことがとるべき政策であり、「慈善救済はもっとも有害な結果をもたらす」と指摘した。「いかに博愛の意図に基づこうとも、農民を自身の労働ではなくて他者の仲裁に依存させる救済制度は、労働階級の境遇改善に不可欠な勤労の努力を押しなべて抑制せざるをえない」というのが報告の基本的立場であった。貧困の原因を労働者

59) G. Poulett Scrope, *Principles of Political Economy*, London, 1833, pp.394-96.

60) James Kelly ed., *Cambridge History of Ireland*, vol.III, Cambridge, 2018, chap. 7 (written by A. Bielenberg), p.200; chap. 24 (written by P. Gray), p.642.

の怠惰の習慣に求めるのである。しかしそのうえで報告はその末尾で、「平穏と安定」が危険にさらされ、雇用を拡大する資本投下の増加が望めないアイルランドの現状では、「平穏と安定」を回復し「国民の勤労」を奨励する第一歩の手段として公的援助の必要を——ただしあくまで「地方の努力のみを援助するという原則」で——認めていた⁶¹⁾。

前年1822年5月にはアイルランドの窮状打開を求めるいくつもの請願に押されて、政府による直接の救済を渋っていた総督グルバーンも道路建設・修繕、公共事業にアイルランド貧民を雇用することを提案していた。またロンドン・タヴァン委員会議長ジョン・スミス (J. Smith) 議員は「イングランドは今緊急に姉妹国への援助が求められている。われわれはアイルランドに多くの借りを負っている、今こそそれを返すべきである。われわれは繁栄のなかでもアイルランドを圧迫してきた。われわれはこの試練の時に、アイルランドの改善のためにあらゆることをなす義務がある」と発言していた⁶²⁾。

リカードウは1820年5月25日に、イングランド毛織物業者から出されたアイルランド産毛織物への輸出奨励金と同等の奨励金付与を求めた請願に反対していた。それは「奨励金の一部を外国消費者に与えること」であった。また同年6月2日には、アイルランド産リネンへの保護関税廃止を支持した。「この保護関税は……〔アイルランド合同から〕20年間存続してきた。20年という時はその廃止に備える機会を——もしそうした機会が必要であるとしても——アイルランド製造業者に与えるにまったく十分なほど長い期間である、それを延長する理由はない」と発言した。リカードウは、同じく6月8日にはアイルランド産リネンへの輸出奨励金は「原理上反対すべきもの」と発言し、さらに6月30日には、「アイルランドに与えられた奨励金はイングランド国民に対する課税の性質」を持つと述べ、こうしたアイルランドに対する保護政策全般に反対していた（以上、V, pp.57-58）。

アイルランド産品への保護関税・奨励金は、アイルランド合同法によって制定されたものであり、その期限も併せて定められていたが、リカードウにとっては、こうした保護は通商の自由という「正しい原理」に反するものであった。これらのアイルランド産品への保護は、リカードウの死後1824年に廃止され、両国は自由貿易地域となる。両国財政は1817年に統合され、さらに26年には両国通貨は統合される。経済規模として大きな格差を有し、イングランドへの経済的依存を強めるアイルランドは、こうして1820年代中葉にはあらたな経済統合の段階に進

61) *Report from the Select Committee on the Employment of the Poor in Ireland*, 1823, pp. 5, 11.

62) *Irish Poor Employment Bill*, *PD*, HC, 16 May 1822, vol. 7, c.669; *Employment of the Poor In Ireland*, *ibid.*, 17 May 1822, vol. 7, cc. 698-99. スミスはこの時にシティの銀行家・商人とともにアイルランド救済緊急慈善募金を訴え、同年のイギリス議会が飢饉対策として計上した金額とほぼ同額の30万ポンド余を送った。勝田・高神編『アイルランド大飢饉』刀水書房、2016年、第6章（金澤周作執筆）145ページ。イングランド内外での慈善募金運動の広がりについては Gerard MacAtasney, *The Other Famine*, The History Press Ireland, 2010, pp.64ff.

んだ⁶³⁾。

1823年7月24日付けのトラワ宛手紙での、アイルランドでの雇用創出のための政府による資本の貸出に対する反対と、慈善的借款、奨励金、割増金によるアイルランド製造業の奨励への批判とは、保護主義に反対し通商の自由という原理を擁護する自由貿易論者リカードウにとってみれば、当然の主張であった。リカードウが言うように、アイルランド地主の多くがイングランドによる征服とその後の「圧迫」の結果生まれた不在地主であり、また農業改良のための政府による貸付けが地代増加の形で地主の利益に吸収されるという現実が認められることは事実である。リカードウの言う慈善的借款、奨励金、割増金が、利権を求めるアイルランド「内部で鉄の鞭をもって支配する貴族」の利益にもなったであろう。

しかしながら合同法以前には、1699年のアイルランド産羊毛、毛織物の外国への輸出禁止、またアイルランド-イギリス間の輸入関税額のアイルランドに不利な格差、1771年のイギリス産リネンへの輸出奨励金付与からのアイルランド産リネンの除外という事態が存在した。こうして17世紀末末、イングランドの利害と対立するアイルランド毛織物工業が抑圧され、その代償として奨励されたリネン工業も、産業革命を控えた初期綿業というべき18世紀後半のランカシャ・リネン工業の興隆の中でやがては衰退を余儀なくされるという歴史的環境を考慮する必要があろう。アイルランド・リネン工業は、結局は、ランカシャ・リネン工業への麻糸供給者としての役割に位置づけられ、植民地的産業としての成長を強いられた⁶⁴⁾。アイルランド製造業への歴史的抑圧が、『原理』初版5章で問題とされたアイルランドでの貧困の一部をなしたことは否定できない。

「アイルランドは〔今議国会期中の〕君の関心の大部分を占めました」(IX, p.316)と、トラワはリカードウ宛の手紙(1823年7月20日付)で書いた。リカードウは『原理』2版で、肥沃な土地の多寡と人口という基本論理のみでは処理しきれないアイルランドでの貧困という問題の根底に「悪政」があることを強調した。しかしその「悪政」の由来とその是正策については、ついに明確な答えを出せないまま同年9月に亡くなった。

[付記]

本稿(の前半)の骨子は2021年1月のリカードウ研究会で報告された。その際質問ならびにコメントを通じて筆者の蒙を啓いていただいた各氏に感謝します。

63) Frank Geary, The Act of Union, British-Irish trade, and pre-Famine deindustrialization, *Economic History Review*, vol.43, no. 1, 1995, p.69.

64) 竹田泉『麻と綿が紡ぐイギリス産業革命』ミネルヴァ書房, 2013年, 第2章103ページ; 松尾『近代イギリス国際経済史研究』第2章。